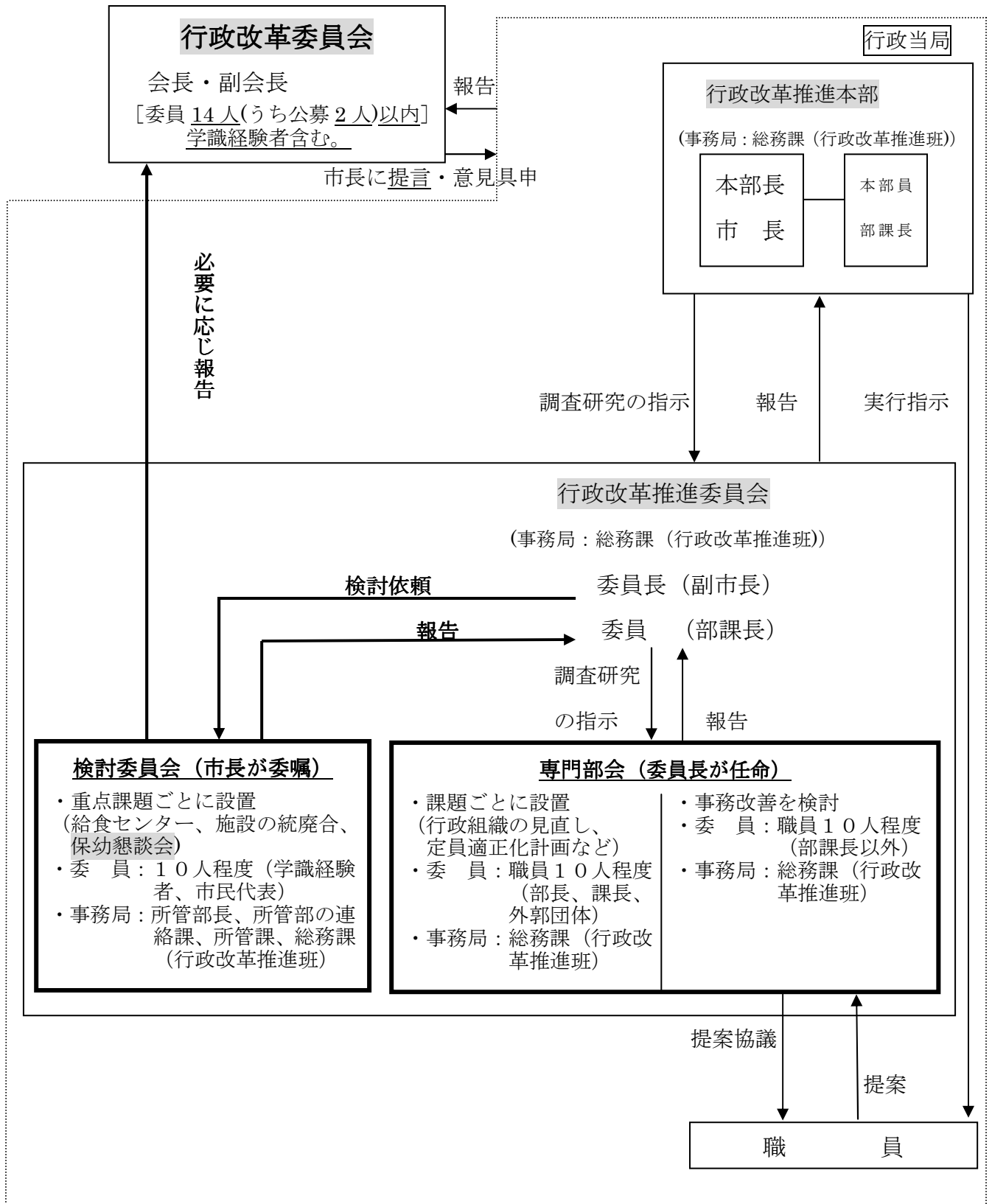


行政改革推進の体制（H21 年度～）



砺波市保育所・幼稚園のあり方懇談会について

- 1 名称 砺波市保育所・幼稚園のあり方懇談会
- 2 目的 幼児を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来の砺波市の保育所・幼稚園のあり方に関する指針を得ることを目的として設置する。
- 3 調査・検討事項
 - (1) 保育所・幼稚園の現状と課題について
 - (2) 保育所・幼稚園の果たす役割について
 - (3) 保育所と幼稚園の連携について
 - (4) その他保育所と幼稚園のあり方に関すること
- 4 砺波市保育所・幼稚園のあり方懇談会名簿（50音順）

氏 名	所属団体等
おおいし たかし 大石 昂	学識経験者(富山国際大学こども育成学部教授)
おおた ゆきえ 太田 幸恵	子育てグループ(お手玉の会・母子保健推進員)
おきた あきお 沖田 昭夫	砺波市地区自治振興会協議会
かねこ よしこ 金子 美子	子育てグループ
こにし まりこ 小西 まり子	保育所保護者代表(青島保育所)
さわだ やすはる 澤田 保博	砺波市幼稚園PTA連絡協議会
しじま きぬえ 四十万 絹江	砺波市連合婦人会
たかいけ よしまる 高池 慶麿	東般若保育園長
となり ひろのぶ 戸成 博宣	小学校長会(庄川小学校長)
とびた さちこ 飛田 祥子	砺波市民生児童委員協議会

- 5 砺波市保育所・幼稚園のあり方懇談会事務局名簿

氏 名	職 名
しらえ あきひろ 白江 秋広	教育委員会事務局長
おおうら まさはる 大浦 正治	教育委員会教育総務課長
けんま ひでお 間馬 秀夫	教育委員会こども課長
おかだ れいこ 岡田 礼子	教育委員会課長保育所長
しまだ ようこ 島田 陽子	教育委員会課長幼稚園長
あんち まこと 安地 亮	教育委員会こども課保育幼稚園係長
さいとう かずお 齊藤 一夫	企画総務部次長総務課長
つばた としあき 坪田 俊明	企画総務部総務課行政係長
さんぶ しゅうじ 三部 修嗣	企画総務部総務課行政係主任

平成22年度砺波市行政改革専門部会検討事項

1 第1専門部会（行政組織・定員適正化）

- (1) 方針：課の統廃合を進めるなど組織の簡素化に努めるとともに、市民に分かりやすい行政組織を目指す。
- (2) H22年度の課題・検討事項
 - ① 職員の適正配置及び定員削減を踏まえた簡素な行政組織の検討
 - ② 定員適正化計画に基づく削減状況の検証
 - ③ 「行政改革大綱」及び「行政改革推進計画」の策定

2 第2専門部会（事務事業の整理統合）

- (1) 方針：類似事業は整理統合し、効率化を進める。
- (2) 平成22年度の課題・検討事項
 - ① バス運行の効率的運行の具体案の検討
 - ② 講座受講料、使用料、減免規定の検討
 - ③ 「行政改革大綱」及び「行政改革推進計画」の策定

3 第3専門部会（外郭団体の見直し）

- (1) 方針：外郭団体の自立的な経営と公益法人制度改革の観点から整理再編を含めた検討を行う。
- (2) 平成22年度の課題・検討事項
 - ① 外郭団体の具体的な整理再編（案）の決定
 - ② 公益財団法人指定に向けての指導
 - ③ 「行政改革大綱」及び「行政改革推進計画」の策定

4 第4専門部会（事務改善）

- (1) 方針：①民間でできることは民間で ②市民サービスの向上 ③費用対効果 ④取り組み時期 の観点から、職員提案の事務改善を検討する。
- (2) 平成22年度の課題・検討事項
 - ① 新たな職員提案の募集と検討
 - ② 「行政改革大綱」及び「行政改革推進計画」の策定

行政改革大綱(案)

平成 2 3 年 3 月
砺 波 市

目 次

第1. 策定の必要性	1
第2. 基本的な考え方	2
1 改革の視点	2
(1) 市民の視点に立った行政の推進	
(2) 時代の変化に対応した簡素で、効率的な行政の推進	
(3) コスト意識や経営感覚を持った行政運営の確立	
2 推進期間	2
3 推進体制	3
(1) 行政改革推進本部	
(2) 行政改革推進委員会	
(3) 行政改革検討委員会	
(4) 行政改革委員会	
第3 具体的な実施項目	4
1 市民との協働による市政の推進	4
(1) 市民参画・協働の仕組みづくり	
(2) NPOの育成・ボランティアとの連携	
(3) 審議会等の見直し・活性化	
2 公正で透明な市政運営	4
(1) 広報広聴機能の充実	
(2) パブリックコメント制度の導入	
(3) 財政事情のわかりやすい公表	
(4) 行政評価手法の導入	
3 事務・事業の見直し	5
(1) 事務・事業の整理合理化	
(2) 補助金等の適正化	
(3) 民間機能の活用	
(4) 環境と共生する行政運営の推進	
4 人材育成と職員の意識改革	6
(1) 人材の育成・確保	
(2) 職員の意識改革の推進	
5 定員管理と組織機構の適正化	7
(1) 定員管理の適正化	
(2) 組織機構の見直し	
(3) 給与の適正化	
(4) 外郭団体等の見直し、活性化	
6 財政構造の健全化	8
(1) 健全な財政構造の堅持	
(2) 市税、使用料等の確保	
(3) 保有財産の有効活用	
(4) 公共事業等の見直し	
(5) 公営企業等の経営健全化	
(6) 自主財源の確保	
(7) 経常経費の削減	
7 電子自治体の推進	10

第 1. 策定の必要性

砺波市は、平成 16 年 11 月 1 日に旧砺波市と旧庄川町が合併して 5 年が経過いたしました。この間合併は最大の行政改革との認識のもとで行財政システムの見直し等を進め、経費の節減、組織・機構の見直し、市民サービスの向上等の行政基盤の強化を図ってきました。

しかしながら、長引く景気低迷の影響による税収の伸び悩み、三位一体改革に伴う地方交付税の削減等による歳入の減少など厳しい財政環境が続き、安定的な財源の確保が大きな課題となっています。一方、少子高齢化の進展、情報通信技術の発展や地球温暖化などの環境問題等、地方自治体を取り巻く状況が大きく変化してきているほか、市民の価値観やニーズの多様化に応じた新たな行政サービスへの需要が高まっています。

また、平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法では、国・地方自治体の分担すべき役割を明確にし、地方自治体の裁量が拡大され、各自治体では創意工夫を活かし、自主性・自立性を高めることで、地域住民が積極的に地域づくりに参画するシステムを構築することで、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目的としています。

これを受け、新たな行政課題や社会経済環境の変化に的確に対応し、市民の視点に立った質の高い市政を推進していくために、市民との協働を図りながら魅力あるまちづくりを進め、分権型社会の中で自立できる足腰の強い持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。

そのためには、常に施策や事務・事業の点検を行うとともに、市民に対する説明責任を果たし、この原因となるあらゆる分野において従来の考え方や仕事の進め方の根本的な見直しを行うなど不断の行政改革を進め、行政運営の高度化、効率化を進めていかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、行政改革を積極的・計画的に進めていくための基本方針として、現行の行政改革大綱を見直し新たに策定するものです。

第 2. 基本的な考え方

1 改革の視点

(1) 市民の視点に立った行政の推進

市民本位の行政を推進するため、市民の視点に立った市民に親しみやすい市役所、市民に分かりやすい仕組みづくりを行うとともに、縦割りと言われる行政システムを見直し、市民のニーズを的確に把握した施策を進めていきます。

また、積極的な市政情報の提供と説明責任を果たすことにより、市民との情報の共有化や透明性の向上を図るとともに、市民が施策形成や施策の推進に参画できるシステムづくりに取り組み、市民との協働による行政運営を推進します。

(2) 時代の変化に対応した簡素で、効率的な行政の推進

少子高齢化の進展や経済構造の変化による雇用の悪化、地域主権と言われる地方分権の流れの中で、多様化、複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応するとともに、限られた人的資源で「質の高い行政」を実現するために、常に組織及び運営の合理化に努め、簡素で効率的な行政運営を推進します。

(3) コスト意識や経営感覚を持った行政運営の確立

国・地方を通じ、極めて厳しい財政状況の中、高度化・多様化する行政需要に的確に対応し、市民の信頼に応えていくためには、個々の事業ごとに必要性や有効性を精査し、市民と行政の適切な役割分担に基づく事業の重点化や質的充実を図ることで、健全で将来に過大な負担を残すことのない行財政基盤を確立する必要があります。

そのため、明確な将来展望のもと事業評価手法等により民間経営の視点と発想を取り入れ、スピード・コスト・成果を重視するとともに、事業のスクラップ・アンド・ビルトを進め、効率的かつ効果的に事業を推進します。

2 推進期間

本大綱の推進期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。

3 推進体制

大綱の推進に当たっては、行政改革推進本部が中心となり、全庁的な体制で取り組むとともに、行政改革推進委員会やテーマ別の行政改革検討委員会等で調査研究を進め、その進捗状況を定期的に砺波市行政改革委員会に報告し、意見を求めるものとします。

また、大綱に基づき、行政改革の具体的な内容を示した推進計画を策定し行政改革を推進します。

行政改革の推進にあたっては、市民の目にも分かり易いものとなるように必要に応じて数値目標を定め、その進行管理を行うものとします。

(1) 行政改革推進本部

全庁的な改革を推進していくための中心組織として、毎年、行政改革大綱の進捗状況を調査点検し、改革目標の達成に向けて進行管理を行っていきます。

(2) 行政改革推進委員会

行政改革推進本部の指示に基づき、行政改革、事務改善に関して調査、研究を行います。

(3) 行政改革検討委員会

行政改革の推進について必要な事項を学識経験者、各種関係団体の代表の立場から調査、審議を行い市に提言を行います。

(4) 行政改革委員会

行政改革の推進について学識経験者、市民の立場から調査、審議を行い、新たな改革に向けて市に提言を行います。

第3 具体的な実施項目

1 市民との協働による市政の推進

本市が新しいまちづくりによって持続的に発展を続けていくためには、行政と市民とのパートナーシップを強めることが不可欠です。

そのため、まちづくりへの市民の参加を進め、行政と市民の協働により、公平で透明性の高い市政の運営に努めます。

(1) 市民参画・協働の仕組みづくり

市民との協働による市政を一層推進するため、制度的な情報開示を積極的に行うとともに、市民が市政に参加しやすい仕組みや制度の整備を総合的に推進します。

(2) NPOの育成・ボランティアとの連携

NPO^{*}、ボランティア団体等の市民活動団体等を育成・支援し、協働に向けた環境づくりを推進します。

(3) 審議会等の見直し・活性化

審議会等については、簡素効率化等の観点から整理統合を進めるとともに、市民の市政への参加や市政の透明性の確保を図る重要な手段であることから、審議に広く市民の意見が反映されるよう、公募委員の拡大や男女共同参画の面から女性委員の登用を積極的に図るなど、審議会等の活性化を推進します。

2 公正で透明な市政運営

地方分権の推進に伴い地方自治体の主体的な裁量が拡大していく中で、市民と情報の共有化を図り、説明責任を果たしていくことにより、公正の確保と透明性の向上を図っていくことが一層必要となっています。

(1) 広報広聴機能の充実

市政への意見や要望を広く求め、市民の声を活かした行政運営を推進するため、市長への手紙やタウンミーティング、出前講座などを積

^{*} NPO (Non Profit Organization)

非営利組織といわれ、営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

極的に行い市民の声を直接聴くほか、インターネットなどを活用し行政情報を積極的に提供するなど、広報広聴活動の一層の充実を図ります。

(2) パブリックコメント制度の導入

行政運営に市民の意見や考えをより一層反映させるため、条例や施策の立案の過程において、素案を公表し広く市民の意見を求め、市民の声とニーズを踏まえながら施策決定を行う、パブリックコメント制度*の推進を図ります。

(3) 財政事情のわかりやすい公表

新地方公会計制度による4つの財務書類*を作成することで、資産や負債等のストック情報や行政の部門別コストを総合的に把握し、効率的、合理的な経営管理に役立てるとともに、その他財政に関する状況も合わせ、広報・ホームページ等によりわかりやすく公表します。

(4) 行政評価手法の導入

行政の説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換、縦割り行政システムの変革を行うため、行政評価システム*の見直しを図ります。

3 事務・事業の見直し

厳しい財政状況の中にあって、社会環境の変化や高度化・多様化する市民ニーズに伴う新たな行政課題に的確に対応するため、事務・事業全般について常に見直しを行い、緊急度、優先度等を勘案し、効率的、重点的に事業を実施し、より質の高いサービスを提供します。

(1) 事務・事業の整理合理化

行政に求められるサービスが高度化・多様化している中、前例にと

* **パブリックコメント制度**

市政の基本的な計画、制度等を策定する際に、広く市民に素案を公表し、市民等から提出された意見等を踏まえて最終的な意思決定を行う制度。

* **新地方公会計制度による4つの財務書類**

貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書の4つの財務書類をいう。

* **行政評価システム**

事業の目的を明らかにした上で、目標を数値化する等により管理し、成果を検証することにより、政策、施策、事務事業等を客観的に評価し、その結果を予算や事業計画等に反映する手法。

らわれずコスト意識を持って、行政関与の必要性、費用対効果、市民満足度等総合的な観点から、事務・事業を精査します。

(2) 補助金等の適正化

各種補助金・負担金については、行政の関与、経費負担のあり方、行政効果等を精査の上、必要なものには終期を定めるとともに、目的が達成されたものや時代の変化等に伴い効果が期待できなくなったものなどについて、廃止、縮小、統合等を行います。また、新設する場合には、目的を精査し、スクラップ・アンド・ビルド[※]の考え方を基本に、原則として終期を設定します。

(3) 民間機能の活用

地域活性化に向けた新たな取り組みや、市民サービスの向上等を図るため、民間機能を活用することが適当な事務・事業については、行政責任の確保、市民サービスの維持向上及び個人情報保護の観点に留意しつつ活用するとともに、公の施設の管理に民間事業者の能力を活用する指定管理者制度[※]を導入等して、優れた民間機能を積極的かつ計画的に活用します。

(4) 環境と共生する行政運営の推進

大気や土壌の汚染、地球温暖化、森林喪失など地球規模での環境問題が深刻化しており、市が実施する事務・事業についても環境への負荷低減に努めるとともに、環境にやさしい施策を推進し、省エネルギー対策や分別収集等によるごみの減量化及び再資源化、グリーン購入[※]に取り組むなど環境と共生する行政運営を推進します。

4 人材育成と職員の意識改革

地方分権の推進に伴い、自治体の自主性・自立性や自己責任に基づく

※ **スクラップ・アンド・ビルド**

予算や組織の膨張を防ぐため、廃止した分だけ新しいものを立ち上げることができるというルール。

※ **指定管理者制度**

公の施設（文化施設、スポーツ施設等の市民が利用する施設）の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度のこと。従来、公の施設の管理は、地方自治法の定めにより、地方公共団体の出資法人などに限定されていたが、平成15年9月に施行された改正地方自治法により、民間事業者等の参入も可能となった。

※ **グリーン購入**

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷の少ないものを選んで購入すること。

施策展開が強く求められております。職員には政策形成・法制執務などの能力とともに、説明責任を果たすためのコミュニケーション能力や創意工夫、積極的な取組み姿勢が求められており、これまで以上に意識改革や能力向上等の推進に努めていきます。

(1) 人材の育成・確保

政策形成能力及び創造的能力を有する意欲ある人材の育成並びに各行政分野における専門的知識や技術を習得するための効果的な研修を計画的に実施します。また、職員の適性を活かした登用を進めるとともに、様々な機関との人事交流を図っていきます。

(2) 職員の意識改革の推進

職員各自が自分のまちをよく知り、愛着を持って行政を行うことが最も肝要であり、そうした意識付けを進めていきます。また、経営感覚とコスト意識を持ち、常に事務・事業の見直しや事務改善に積極的に取り組むため職員提案等を実施します。また、多様な経験を持つ人材や専門分野に精通した人材を確保し、新しい視点や手法を吸収することによって、自ら考え行動できる職員の意識改革を推進します。

5 定員管理と組織機構の適正化

社会経済情勢等の変化に伴う新たな行政課題や市民ニーズの多様化等により、行政需要の増加が見込まれるため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や事務・事業の見直し、民間委託の推進、IT^{*}の活用等により、簡素で効率的な組織・機構の整備を図るとともに、職員定数の適正化を図ります。

(1) 定員管理の適正化

職員定数については、定員適正化計画(後期計画)に基づき、職員の適正配置に努めるとともに、嘱託化や指定管理者制度の拡大、事務事業の民間委託の推進等により、職員数の削減に取り組むほか、社会経済情勢を的確にとらえながら、新たな行政課題や主要事務等への重点的な職員配置を行います。

^{*} IT (Information Technology)

情報通信技術。情報技術やインターネット関連機器などを駆使し、事務部門だけでなく、経営や生産・流通部門など幅広い分野に情報技術を活用し、効率化を図る手段。

このため、広く市民の理解と協力を得るため、定員管理の状況について公表します。

(2) 組織機構の見直し

組織・機構全般にわたり組織のスリム化を行い、意思決定のスピードアップなど、迅速で弾力的な組織運営ができるよう、各部局等において自己決定、自己責任が機能するような体制づくりを目指します。また、各部横断的なプロジェクトチームの活用や柔軟な課内での応援体制の推進を図ります。

(3) 給与の適正化

職員給与については、国に準拠した制度及び運用を基本に、給与の適正化に努めており、今後は職員の能力・実績をより重視した人事評価制度の導入を行い給与体系との連携を図ります。

また、手当についても、手当の趣旨、支給対象及び支給基準等を精査し、必要な見直しを行います。

(4) 外郭団体等の見直し、活性化

行政機能を補完する役割等を担っている外郭団体[※]についても、公益法人制度改革に伴い公益法人等へ移行するとともに、整理統合を進めます。

このため、設立目的、業務内容、活動実態等を精査し、社会経済情勢の変化や指定管理者制度の導入等を踏まえ、業務内容や財務状況について透明性を高めるとともに、長期的な展望に立った経営改善を推進します。

6 財政構造の健全化

地方分権の動きの中で、地方財政構造は、国庫財源依存型から自治体固有の自主財源を確保する制度への移行期にある一方、経済情勢は依然不透明な状況にあります。

こうした状況にあって歳入においては、地方交付税が従来水準に戻りつつあるものの国の財政不安からこの先の不透明感は拭いきれ

※ 外郭団体

本市が、基本財産、資本金等の25%以上を出資している法人並びに本市の行政を補完する役割を担う団体として本市が継続的に人的又は財政的な支援を行なっている法人のこと。

ず、市税等の自主財源確保が大きな課題となっています。一方、歳出においては、少子高齢化等に伴う社会保障費の伸び等から、今後も義務的経費の増加が予想され、財政構造の硬直化が懸念されます。

今後、地方分権を定着させ、活力ある市政を持続的に推進していくためには、一層の財政の健全化を進め、堅実性や安定性、弾力性の確保に努めなければなりません。

また、市税等の新たな財源確保、経常的経費の圧縮、適正規模の市債発行等、「歳入に見合った歳出」を基本に、特別会計・企業会計も合わせ健全で安定的な財政基盤の確立に努めます。

(1) 健全な財政構造の堅持

引き続き厳しい財政状況が予想される中で、中長期的な総合計画（財政計画）に基づく財政の健全化判断比率[※]や経常収支比率[※]等の財政指標を見極めながら、堅実で効率的な財政運営を行うことで、財政構造の健全化に向けた取組みを強化します。

(2) 市税、使用料等の確保

市税については、公平適正な課税に努め、期限内収納を推進するため、課税客体の適正な把握、口座振替の推進、滞納整理の強化、納税意識の普及高揚を図り、税収の確保を図ります。また、使用料、手数料等については、受益と負担の適正化を図るため、施設の利用状況、維持管理コストなどを検証し、総合的な見直しを行います。

(3) 保有財産の有効活用

未利用地など行政効果を発揮していない資産については、今後の土地利用計画を精査し、その有効な活用を図るために民間等への処分、一時貸付等を推進します。また、既存の公共施設については統廃合を含め、その必要性を検証したうえで、計画的な維持保全による施設の長寿命化を進めるとともに、効率的な活用に努めます。

※ **健全化判断比率**

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標からなる。4つの指標のどれか一つでも基準を超えると、財政の状況が悪化した要因を分析するとともに、財政健全化計画を策定し、その計画に基づいて早期に財政の健全化を図っていくこととなる。

※ **経常収支比率**

人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費が、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源総額に占める割合。この数値は、財政構造の弾力性を示す指標として用いられ、80%を超えると、財政の弾力性（余裕度）が失われつつあると言われている。

(4) 公共事業等の見直し

公共事業等については、総合計画を基本により具体的な事業実施計画を策定し、財政規模に見合った事業を実施します。また、コストの縮減や入札・契約事務の透明性、公平性を高めるため引き続き調査研究を進め改善を図ります。

(5) 公営企業等の経営健全化

公営企業については、利用者サービスの維持・向上に留意しつつ、独立採算の原則を基本として、民間経営手法の導入を促進し、一層の経営の効率化を計画的かつ具体的に実施するとともに、中長期的な経営計画に基づき、自立に向けた健全経営に努めます。

また、公営企業に準じる下水道事業についても公営企業と同様に経営感覚を意識した計画的な運営に取り組みます。

(6) 自主財源の確保

歳入の増加を図るため、地域経済の活性化等による税源の確保や公平で適正な受益者負担の観点から使用料等の見直しを行うとともに、新たな自主財源の確保について、その調査研究を行います。

また、補助金・負担金の適正化など歳出全般について見直し、既存の自主財源の有効活用に努めます。

(7) 経常経費の削減

歳出の抑制を図るため、公共施設はさらに民間的な管理運営を行うとともに、「民間でできるものは民間で」を基本に指定管理者制度の活用や民間業務委託を推進します。

また、各会計における事務費、施設維持管理費や運営費等の経常経費の削減並びに効率化を図り、事業の展開方法等についても、絶えず検証しながら、一層の改善に努めます。

7 電子自治体の推進

情報処理・通信技術が飛躍的に発展し、高度情報化が急速に進む中、行政事務のIT化により事務処理の効率化、迅速化を図るとともに、市民サービスのより一層の向上を図るため、個人情報保護や情報格差の解消に配慮しながら、ITを活用した各種申請・届出手続のオンライン

化など各種システムの導入に向けた検討を行い、電子自治体^{*}を推進します。

^{*} **電子自治体**

ITの活用による質の高い行政サービスの提供と、行政事務の簡素・効率化を目的に、自治体が情報化を推進すること。

砺波市行政改革大綱新旧対照表

大綱 頁	現行	改正案	備考
1 頁	<p>第 1. 策定の必要性</p> <p>砺波市は、平成 16 年 1 月 1 日に旧砺波市と旧庄川町が合併して誕生しました。この合併を最大の行政改革推進の機会と位置づけ、合併協議の中で行財政システムの見直し等を進め、経費の節減、組織・機構の見直し、市民サービスの向上等を進めてきました。</p> <p>しかしながら、長引く景気低迷の影響による税収の伸び悩み、三位一体改革に伴う地方交付税の削減等による歳入の減少など厳しい財政環境の下、</p> <p>_____ 少子高齢化の進展、情報通信技術の発展や地球環境問題等、地方自治体を取り巻く状況が大きく変化してきており、また、市民の価値観やニーズの多様化に応じた新たな行政サービスへの需要が高まっています。</p> <p>こうした中、合併後の新たなまちづくりの方針として策定した「新市まちづくり計画」に基づき各施策を着実に実施するとともに、長期的な展望に立った魅力的で活力ある「元気な砺波市」を市民とともに築いていくため、平成 18 年度には総合計画を策定することとしています。</p> <p>_____ 新たな行政課題や社会経済環境の変化に的確に対応し、市民の視点に立った質の高い市政を推進していくためには、まちづくりを市民と行政が一体となって推進する体制を構築するとともに、分権型社会の中で自立できる足腰の強い _____ 行財政基盤を確立する必要があります。</p>	<p>第 1. 策定の必要性</p> <p>砺波市は、平成 16 年 1 月 1 日に旧砺波市と旧庄川町が合併して 5 年が経過いたしました。この間合併は最大の行政改革との認識のもとで行財政システムの見直し等を進め、経費の節減、組織・機構の見直し、市民サービスの向上等の行政基盤の強化を図ってきました。</p> <p>しかしながら、長引く景気低迷の影響による税収の伸び悩み、三位一体改革に伴う地方交付税の削減等による歳入の減少など厳しい財政環境が続く、安定的な財源の確保が大きな課題となっています。一方、少子高齢化の進展、情報通信技術の発展や地球温暖化などの環境問題等、地方自治体を取り巻く状況が大きく変化してきているほか、市民の価値観やニーズの多様化に応じた新たな行政サービスへの需要が高まっています。</p> <p>また、平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法では、国・地方自治体の分担すべき役割を明確にし、地方自治体の裁量が拡大され、各自治体では創意工夫を活かし、自主性・自立性を高めることで、地域住民が積極的に地域づくりに参画するシステムを構築することで、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目的としています。</p> <p>これを受け、新たな行政課題や社会経済環境の変化に的確に対応し、市民の視点に立った質の高い市政を推進していくために、市民との協働を図りながら魅力あるまちづくりを進め、分権型社会の中で自立できる足腰の強い持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。</p>	<p>過去形に修正</p> <p>修正・追加</p> <p>修正 修正</p> <p>差し替え</p> <p>追加</p> <p>修正 追加</p>

1 頁	<p>そのためには、常に施策や事務・事業の点検を行うとともに、あらゆる分野において発想の転換を図り、従来の考え方や仕事の進め方の根本的な見直しを行うなど</p> <p>行政改革を進め、行政運営の高度化、効率化を進めていかなければなりません。</p> <p>このような状況を踏まえ、行政改革を積極的・計画的に進めていくため、行政改革を推進する上での基本指針としてこの行政改革大綱を策定するものです。</p>	<p>そのためには、常に施策や事務・事業の点検を行うとともに、市民に対する説明責任を果たし、この原因となるあらゆる分野において従来の考え方や仕事の進め方の根本的な見直しを行うなど<u>不断の行政改革を進め、行政運営の高度化、効率化を進めていかなければなりません。</u></p> <p>こうした状況を踏まえ、行政改革を積極的・計画的に進めていくための基本方針として、<u>現行の行政改革大綱を見直し新たに策定するものです。</u></p>	修正・追加
2 頁	<p>第2. 基本的な考え方</p> <p>1 改革の視点</p> <p>(1) 市民の視点に立った行政の推進</p> <p>市民本意の行政を推進するため、市民の視点に立った市民に<u>やさしい</u>市役所、市民に<u>わかりやすい</u>仕組みづくりを行うとともに、市民のニーズを的確に把握した施策を進めていきます。</p> <p>また、積極的な市政情報の提供による市民との情報の共有化や透明性の向上を図るとともに、市民が施策形成や施策の推進に参画できるシステムづくりに取り組み、市民との協働による行政運営を推進します。</p>	<p>第2. 基本的な考え方</p> <p>1 改革の視点</p> <p>(1) 市民の視点に立った行政の推進</p> <p>市民本位の行政を推進するため、市民の視点に立った市民に<u>親しみやすい</u>市役所、市民に<u>分かりやすい</u>仕組みづくりを行うとともに、<u>縦割りと言われる行政システムを見直し、市民のニーズを的確に把握した施策を進めていきます。</u></p> <p>また、積極的な市政情報の提供と説明責任を果たすことにより、市民との情報の共有化や透明性の向上を図るとともに、市民が施策形成や施策の推進に参画できるシステムづくりに取り組み、市民との協働による行政運営を推進します。</p>	修正
2 頁	<p>(2) 時代の変化に対応した簡素で、効率的な行政の推進</p> <p>少子高齢化の進展や日本経済の構造的変化、三位一体の改革など社会経済情勢の変化や多様化、複雑化する市民ニーズ等、<u>新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するとともに、限られた資源で「質の高い行政」を実現するため、常に組織及び運営の合理化に努め、簡素で効率的な行政運営を推進します。</u></p>	<p>(2) 時代の変化に対応した簡素で、効率的な行政の推進</p> <p>少子高齢化の進展や<u>経済構造の変化による雇用の悪化、地域主権と言われる地方分権の流れの中で、多様化、複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応するとともに、限られた人的資源で「質の高い行政」を実現するために、常に組織及び運営の合理化に努め、簡素で効率的な行政運営を推進します。</u></p>	修正
			追加

2 頁	<p>(3) コスト意識や経営感覚を持った行政運営の確立</p> <p>国・地方を通じ、極めて厳しい財政状況の中、高度化・多様化する行政需要に的確に対応し、市民の信頼に応えていくためには、個々の事業ごとに必要性や有効性を精査し、<u>事業の重点化や質的充実を図るとともに、常に健全で、将来に過大な負担を残すことのない行財政基盤を確立する必要があります。</u></p> <p>限られた資源の下で、効率的かつ効果的に市政を運営していくためには、<u>事業評価手法を取り入れるなど民間経営の視点と発想を取り入れ、スピード・コスト・成果重視の経営感覚を取り入れた行政運営に努めます。</u></p>	<p>(3) コスト意識や経営感覚を持った行政運営の確立</p> <p>国・地方を通じ、極めて厳しい財政状況の中、高度化・多様化する行政需要に的確に対応し、市民の信頼に応えていくためには、個々の事業ごとに必要性や有効性を精査し、<u>市民と行政の適切な役割分担に基づく事業の重点化や質的充実を図ることで、健全で将来に過大な負担を残すことのない行財政基盤を確立する必要があります。</u></p> <p>そのため、<u>明確な将来展望のもとに、事業評価手法等により民間経営の視点と発想を取り入れ、スピード・コスト・成果を重視するとともに、事業のスクラップ・アンド・ビルトを進め、効率的かつ効果的に事業を推進します。</u></p>	追加 修正 追加
2 頁	<p>2 推進期間</p> <p>本大綱の推進期間は、平成<u>18</u>年度から平成<u>22</u>年度までの5年間とします。</p>	<p>2 推進期間</p> <p>本大綱の推進期間は、平成<u>23</u>年度から平成<u>27</u>年度までの5年間とします。</p>	期間修正
3 頁	<p>3 推進体制</p> <p>大綱の推進については、<u>行政改革推進本部が中心となり、全庁的な体制で取り組むとともに、行政改革推進委員会で調査研究を進め、その進捗状況を定期的に砺波市行政改革市民会議に報告し、意見を求めるもの</u>とします。</p> <p>また、大綱に基づき、行政改革の具体的な内容を示した推進計画を策定し、<u>行政改革を計画的に推進</u>します。</p> <p>行政改革の推進にあたっては、市民の目にも分かり易いものとなるように必要に応じて数値目標を定め、その進行管理を行うものとします。</p>	<p>3 推進体制</p> <p>大綱の推進に当たっては、<u>行政改革推進本部が中心となり、全庁的な体制で取り組むとともに、行政改革推進委員会やテーマ別の行政改革検討委員会等で調査研究を進め、その進捗状況を定期的に行政改革委員会に報告し、意見を求めるもの</u>とします。</p> <p>また、大綱に基づき、行政改革の具体的な内容を示した推進計画を策定し、<u>行政改革を推進</u>します。</p> <p>行政改革の推進にあたっては、市民の目にも分かり易いものとなるように必要に応じて数値目標を定め、その進行管理を行うものとします。</p>	修正 追加 修正 削除

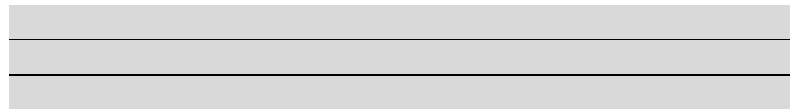
3 頁

(1) 行政改革推進本部

全庁的な改革を推進していくための中心組織として、毎年、行政改革大綱の進捗状況を調査点検し、改革目標の達成に向けて進行管理を行っていきます。

(2) 行政改革推進委員会

行政改革推進本部の指示に基づき、行政改革、事務改善に関して調査、研究を行います。



(3) 行政改革市民会議

行政改革の推進について市民、民間の立場から調査、審議を行い、新たな改革に向けて市に提言を行います。

4 頁

第3 具体的な実施項目

1 市民との協働による市政の推進

本市が新しいまちづくりによって持続的に発展を続けていくためには、行政と市民とのパートナーシップを強めることが不可欠です。そのため、まちづくりへの市民の参加を積極的に進め、行政と市民の協働により、公平で透明性の高い市政の運営を行います。

(1) 市民参画・協働の仕組みづくり

市民との協働による市政をより一層推進するため、

(1) 行政改革推進本部

全庁的な改革を推進していくための中心組織として、毎年、行政改革大綱の進捗状況を調査点検し、改革目標の達成に向けて進行管理を行っていきます。

(2) 行政改革推進委員会

行政改革推進本部の指示に基づき、行政改革、事務改善に関して調査、研究を行います。

(3) 行政改革検討委員会

行政改革の推進について必要な事項を学識経験者、各種関係団体の代表の立場から調査、審議を行い市に提言を行います。

(4) 行政改革委員会

行政改革の推進について学識経験者、市民の立場から調査、審議を行い、新たな改革に向けて市に提言を行います。

第3 具体的な実施項目

1 市民との協働による市政の推進

本市が新しいまちづくりによって持続的に発展を続けていくためには、行政と市民とのパートナーシップを強めることが不可欠です。そのため、まちづくりへの市民の参加を進め、行政と市民の協働により、公平で透明性の高い市政の運営に努めます。

(1) 市民参画・協働の仕組みづくり

市民との協働による市政をより一層推進するため、制度的

行政改革検討委員会の追加

追加・削除

削除
修正

追加

市民が市政に参加しやすい仕組みや制度の整備を総合的に進めます。

(2) NPOの育成・ボランティアとの連携

NPO、ボランティア団体等の市民活動団体等を育成・支援し、協働に向けた環境づくりを推進します。

(3) 審議会等の見直し・活性化

審議会等については、簡素効率化等の観点から整理統合を進めるとともに、市民の市政への参加や市政の透明性の確保を図る重要な手段であることから、審議に広く市民の意見が反映されるよう、公募委員の拡大を図るなどさらに審議会等の見直しと活性化を推進します。

2 公正で透明な市政運営

地方分権の推進に伴い自己決定権が拡大していくため、市民と情報の共有化を図り、説明責任を果たしていくことにより、公正の確保と透明性の向上を図っていくことが一層必要となっています。

(1) 広報広聴機能の充実

市政への意見や要望を広く求め、市民の声を活かした行政運営を推進するため、市民に行政情報を積極的に提供するとともに、インターネットなどを活用した広報広聴活動の一層の充実を図ります。

な情報開示を積極的に行うとともに、市民が市政に参加しやすい仕組みや制度の整備を総合的に推進します。

(2) NPOの育成・ボランティアとの連携

NPO、ボランティア団体等の市民活動団体等を育成・支援し、協働に向けた環境づくりを推進します。

(3) 審議会等の見直し・活性化

審議会等については、簡素効率化等の観点から整理統合を進めるとともに、市民の市政への参加や市政の透明性の確保を図る重要な手段であることから、審議に広く市民の意見が反映されるよう、公募委員の拡大や男女共同参画の面から女性委員の登用を積極的に図るなど、審議会等の活性化を推進します。

2 公正で透明な市政運営

地方分権の推進に伴い地方自治体の主体的な裁量が拡大していく中で、市民と情報の共有化を図り、説明責任を果たしていくことにより、公正の確保と透明性の向上を図っていくことが一層必要となっています。

(1) 広報広聴機能の充実

市政への意見や要望を広く求め、市民の声を活かした行政運営を推進するため、市長への手紙やタウンミーティング、出前講座などを積極的に行い市民の声を直接聴くほか、インターネットなどを活用し行政情報を積極的に提供するなど、広報広聴活動の一層の充実を図ります。

修正

修正

修正・追加

(2) パブリックコメント制度の導入

行政運営に市民の意見や考えをより一層反映させるため、条例や施策の立案の過程において、素案を公表し広く市民の意見を求め、市民の声とニーズを踏まえながら施策決定を行う、パブリックコメント制度の導入を検討します。

(3) 財政事情のわかりやすい公表

バランスシートや行政コスト計算書を作成することで、資産や負債、正味資産等のストックに関する情報や行政の部門別コストを総合的に把握し、効率的、合理的な経営管理に役立てるとともに、広報等での公表を通じて市民に財政事情をわかりやすく示します。

(4) 行政評価手法の導入

行政の説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換を行うため、行政評価システムの導入を検討します。

3 事務・事業の見直し

厳しい財政状況の中にあって、社会経済環境の変化や高度化・多様化する市民ニーズに伴う新たな行政課題に的確に対応するため、事務・事業全般について常に見直しを行い、緊急度、優先度等を勘案し、効率的、重点的に事業を実施し、より質の高いサービスを提供します。

また、市民の一体化、公平・公正の観点から、合併に伴う1市2制度の早期解消に努めます。

(1) 事務・事業の整理合理化

行政に求められるサービスが高度化・多様化している中、

(2) パブリックコメント制度の導入

行政運営に市民の意見や考えをより一層反映させるため、条例や施策の立案の過程において、素案を公表し広く市民の意見を求め、市民の声とニーズを踏まえながら施策決定を行う、パブリックコメント制度の推進を図ります。

(3) 財政事情のわかりやすい公表

新地方公会計制度による4つの財務書類を作成することで、資産や負債等のストック情報や行政の部門別コストを総合的に把握し、効率的、合理的な経営管理に役立てるとともに、その他財政に関する状況も合わせ、広報・ホームページ等によりわかりやすく公表します。

(4) 行政評価手法の導入

行政の説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換、縦割り行政システムの変革を行うため、行政評価システムの見直しを図ります。

3 事務・事業の見直し

厳しい財政状況の中にあって、社会環境の変化や高度化・多様化する市民ニーズに伴う新たな行政課題に的確に対応するため、事務・事業全般について常に見直しを行い、緊急度、優先度等を勘案し、効率的、重点的に事業を実施し、より質の高いサービスを提供します。

(1) 事務・事業の整理合理化

行政に求められるサービスが高度化・多様化している中、

修正

修正

修正

修正・追加

削除

削除

行政関与の必要性、費用対効果、市民満足度等総合的な観点から、事務・事業を十分精査します。

(2) 補助金等の適正化

各種補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査の上、必要なものには終期を定めるとともに、目的が達成されたものや時代の変化等に伴い効果が期待できなくなったものなどについて、廃止、縮小、統合等を行います。また、新設する場合には、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本に、目的を精査し、原則として終期を設定します。

(3) 民間機能の活用

行政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、民間機能を活用することが適当な事務・事業については、行政責任の確保、市民サービスの維持向上及び個人情報保護の観点に留意しつつ活用するとともに、公の施設の管理に民間事業者の能力を活用する指定管理者制度の導入等を含め、優れた民間機能を積極的かつ計画的に活用します。

(4) 環境と共生する行政運営の推進

大気や土壌の汚染、地球温暖化、森林喪失など地球規模での環境問題が深刻化しており、市が実施する事務・事業についても環境への負荷低減に努めるとともに、環境にやさしい施策を推進し、省エネルギー対策や分別収集等によるごみの減量化及び再資源化、グリーン購入に取り組むなど環境と共生する行政運営を推進します。

前例にとらわれずコスト意識を持って、行政関与の必要性、費用対効果、市民満足度等総合的な観点から、事務・事業を精査します。

(2) 補助金等の適正化

各種補助金・負担金については、行政の関与、経費負担のあり方、行政効果等を精査の上、必要なものには終期を定めるとともに、目的が達成されたものや時代の変化等に伴い効果が期待できなくなったものなどについて、廃止、縮小、統合等を行います。また、新設する場合には、目的を精査し、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本に、原則として終期を設定します。

(3) 民間機能の活用

地域活性化に向けた新たな取り組みや、市民サービスの向上等を図るため、民間機能を活用することが適当な事務・事業については、行政責任の確保、市民サービスの維持向上及び個人情報保護の観点に留意しつつ活用するとともに、公の施設の管理に民間事業者の能力を活用する指定管理者制度を導入等して、優れた民間機能を積極的かつ計画的に活用します。

(4) 環境と共生する行政運営の推進

大気や土壌の汚染、地球温暖化、森林喪失など地球規模での環境問題が深刻化しており、市が実施する事務・事業についても環境への負荷低減に努めるとともに、環境にやさしい施策を推進し、省エネルギー対策や分別収集等によるごみの減量化及び再資源化、グリーン購入に取り組むなど環境と共生する行政運営を推進します。

追加
削除

修正

修正

修正

修正

6 頁	<p>4 人材育成と職員の意識改革</p> <p>地方分権の推進に伴い、自治体の自主性 _____ や自己責任に基づく施策展開が強く求められております。職員には政策形成・法制執務などの能力とともに、<u>市民とのコミュニケーション能力や _____ 積極的な取組み姿勢</u>が求められており、これまで以上に意識改革や能力向上等の推進に努めていきます。</p>	<p>4 人材育成と職員の意識改革</p> <p>地方分権の推進に伴い、自治体の自主性・<u>自立性</u>や自己責任に基づく施策展開が強く求められております。職員には政策形成・法制執務などの能力とともに、<u>説明責任を果たすためのコミュニケーション能力や創意工夫、積極的な取組み姿勢</u>が求められており、これまで以上に意識改革や能力向上等の推進に努めていきます。</p>	追加 修正 追加
7 頁	<p>(1) 人材の育成・確保</p> <p>政策形成能力及び創造的能力を有する意欲ある人材の育成並びに各行政分野における専門的知識や技術を習得するための効果的な研修を計画的に実施します。 _____</p> <p>(2) 職員の意識改革の推進</p> <p>_____</p> <p>経営感覚とコスト意識を持ち、常に事務・事業の見直しや事務改善に積極的に<u>取り組み</u>、市民に視点を置いた行政サービスを行う職員を養成するため、職員提案の実施や行政改革意識の浸透を図るなど、<u>_____</u> 職員の意識改革を推進します。</p>	<p>(1) 人材の育成・確保</p> <p>政策形成能力及び創造的能力を有する意欲ある人材の育成並びに各行政分野における専門的知識や技術を習得するための効果的な研修を計画的に実施します。<u>また、職員の適性を活かした登用を進めるとともに、様々な機関との人事交流を図っていきます。</u></p> <p>(2) 職員の意識改革の推進</p> <p><u>職員各自が自分のまちをよく知り、愛着を持って行政を行うことが最も肝要であり、そうした意識付けを進めていきます。また、経営感覚とコスト意識を持ち、常に事務・事業の見直しや事務改善に積極的に取り組むため職員提案等を実施します。また、多様な経験を持つ人材や専門分野に精通した人材を確保し、新しい視点や手法を吸収することによって、自ら考え行動できる職員の意識改革を推進します。</u></p>	追加 追加 修正
7 頁	<p>5 定員管理と組織機構の適正化</p> <p>社会経済情勢等の変化に伴う新たな行政課題や市民ニーズの多様化等により、行政需要の増加が見込まれるため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や事務・事業の見直し、民間委託の推進、ITの活用等により、簡素で効率的な組織・</p>	<p>5 定員管理と組織機構の適正化</p> <p>社会経済情勢等の変化に伴う新たな行政課題や市民ニーズの多様化等により、行政需要の増加が見込まれるため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や事務・事業の見直し、民間委託の推進、ITの活用等により、簡素で効率的な組織・</p>	

7 頁	<p>機構の整備を図るとともに、職員定数の適正化を図ります。</p> <p>(1) 定員管理の適正化 職員定数については、定員適正化計画()に基づき、退職不補充や指定管理者制度の導入、事務の民間委託の推進等により、職員数の削減に取り組みます。</p>	<p>間委託の推進、ITの活用等により、簡素で効率的な組織・機構の整備を図るとともに、職員定数の適正化を図ります。</p> <p>(1) 定員管理の適正化 職員定数については、定員適正化計画(後期計画)に基づき、職員の適正配置に努めるとともに、嘱託化や指定管理者制度の拡大、事務事業の民間委託の推進等により、職員数の削減に取り組むほか、社会経済情勢を的確にとらえながら、新たな行政課題や主要事務等への重点的な職員配置を行います。</p>	
8 頁	<p>また、() 広く市民の理解と協力を得るため、毎年、定員管理の状況について公表します。</p> <p>(2) 組織機構の見直し 組織・機構全般にわたって柔軟に見直しを行い、簡素で効率的な組織・機構の整備を図るとともに、市民にとって利用しやすく、地方分権に対応した新しい行政課題を見据えた指揮命令系統が明確な体制づくりを目指します。</p> <p>(3) 給与の適正化 職員給与については、国に準拠した制度及び運用を基本に、今後とも給与の適正化に努めるとともに、職員の能力・実績をより重視した() 給与体系への転換を図ります。 さらに、特殊勤務手当については、手当の趣旨、支給対象及び支給基準等を精査し、必要な見直しを行います。</p> <p>(4) 外郭団体等の見直し、活性化</p>	<p>このため、() 広く市民の理解と協力を得るため、() 定員管理の状況について公表します。</p> <p>(2) 組織機構の見直し 組織・機構全般にわたり組織のスリム化を行い、意思決定のスピードアップなど、迅速で弾力的な組織運営ができるよう、各部局等において自己決定、自己責任が機能するような体制づくりを目指します。また、各部横断的なプロジェクトチームの活用や柔軟な課内での応援体制の推進を図ります。</p> <p>(3) 給与の適正化 職員給与については、国に準拠した制度及び運用を基本に、今後とも給与の適正化に努めるとともに、職員の能力・実績をより重視した人事評価制度の導入を行い給与体系との連携を図ります。 また、手当についても、() 手当の趣旨、支給対象及び支給基準等を精査し、必要な見直しを行います。</p> <p>(4) 外郭団体等の見直し、活性化</p>	<p>修正・追加</p> <p>修正・削除</p> <p>修正・追加</p> <p>修正・追加</p> <p>修正</p>

(1) 健全な財政構造の堅持

厳しい財政状況が引き続き予想される中で、財政推計を行ない、起債制限比率や経常収支比率等の財政指標を見極めながら、計画的な財政計画の策定とその堅実な運営を行うことで、財政構造の健全化に向けた取組みを強化します。

(2) 市税、使用料等の確保

市税については、公平適正な課税に努め、期限内収納を推進するため、課税客体の適正な把握、口座振替の推進、滞納整理の強化、納税意識の普及高揚を図り、税金の確保を図ります。また、使用料、手数料等については、受益と負担の関係の適正化を図るため、施設の利用状況、維持管理コストなどを検証し、定期的に見直しを行います。

(3) 保有財産の有効活用

未利用地など行政効果を発揮していない資産については、今後の土地利用計画を精査し、その有効な活用を図るために民間等への処分、一時貸付等を含めて検討します。また、既存の公共施設の利活用について、検討を進めます。

(4) 公共事業等の見直し

経常的な公共事業については、今後、より具体的な事業実施計画を策定し、実施します。また、公共工事コストの縮減や透明性、公平性を高めるための入札・契約事務の改善について、引き続きその

(1) 健全な財政構造の堅持

引き続き厳しい財政状況が予想される中で、中長期的な総合計画（財政計画）に基づく財政の健全化判断比率や経常収支比率等の財政指標を見極めながら、堅実で効率的な財政運営を行うことで、財政構造の健全化に向けた取組みを強化します。

(2) 市税、使用料等の確保

市税については、公平適正な課税に努め、期限内収納を推進するため、課税客体の適正な把握、口座振替の推進、滞納整理の強化、納税意識の普及高揚を図り、税金の確保を図ります。また、使用料、手数料等については、受益と負担の適正化を図るため、施設の利用状況、維持管理コストなどを検証し、総合的な見直しを行います。

(3) 保有財産の有効活用

未利用地など行政効果を発揮していない資産については、今後の土地利用計画を精査し、その有効な活用を図るために民間等への処分、一時貸付等を推進します。また、既存の公共施設については統廃合を含め、その必要性を検証したうえで、計画的な維持保全による施設の長寿命化を進めるとともに、効率的な活用に努めます。

(4) 公共事業等の見直し

公共事業等については、総合計画を基本により具体的な事業実施計画を策定し、財政規模に見合った事業を実施します。また、コストの縮減や入札・契約事務の透明性、公平性を高めるため引き続き調査研究を進め改善を図りま

修正

削除
修正修正
追加削除・追加
修正

修正

調査研究を進めます。

(5) 公営企業等の経営健全化

公営企業については、利用者サービスの維持・向上に留意しつつ、料金などの事業収入により運営していく独立採算の原則を基本として、組織機構や経営方式などに、より民間経営手法の導入を促進し、更なる経営の効率化を計画的かつ具体的に実施し、公営企業の 自立に向けた健全経営に努めます。

また、公営企業に準じる下水道事業についても公営企業と同様に経営感覚を意識した計画、運営に取り組みます。

(6) 自主財源の確保

歳入の増加を図るため、地域経済の活性化等による税源の確保や公共料金等の増収に努めるとともに、 新たな自主財源の確保について、その調査研究を行ないます。

(7) 経常経費の削減

歳出の抑制を図るため、公共施設はさらに民間的な管理運営を行うとともに、指定管理者制度の活用を図ります。

また、各会計における事務費、施設維持管理費や運営費等の経常経費の削減、効率化、事業の展開方法について、調査研究を行ないます。

す。

(5) 公営企業等の経営健全化

公営企業については、利用者サービスの維持・向上に留意しつつ、独立採算の原則を基本として、 民間経営手法の導入を促進し、一層の経営の効率化を計画的かつ具体的に実施するとともに、中長期的な経営計画に基づき、 自立に向けた健全経営に努めます。

また、公営企業に準じる下水道事業についても公営企業と同様に経営感覚を意識した計画的な運営に取り組みます。

(6) 自主財源の確保

歳入の増加を図るため、地域経済の活性化等による税源の確保や公平で適正な受益者負担の観点から使用料等の見直しを行うとともに、新たな自主財源の確保について、その調査研究を行います。

また、補助金・負担金の適正化など歳出全般について見直し、既存の自主財源の有効活用に努めます。

(7) 経常経費の削減

歳出の抑制を図るため、公共施設はさらに民間的な管理運営を行うとともに、「民間でできるものは民間で」を基本に指定管理者制度の活用や民間業務委託を推進します。

また、各会計における事務費、施設維持管理費や運営費等の経常経費の削減並びに効率化を図り、事業の展開方法等についても、絶えず検証しながら、一層の改善に努めます。

削除
削除
追加

修正

修正

追加

追加
追加

修正
修正

7 電子自治体の推進

情報処理・通信技術が飛躍的に発展し、高度情報化が急速に進む中、行政事務のIT化により事務処理の効率化、迅速化を図るとともに、市民サービスのより一層の向上を図るため、個人情報の保護や情報格差の解消に配慮しながら、ITを活用した各種申請・届出手続のオンライン化など各種システムの導入に向けた検討を行い、電子自治体を推進します。

7 電子自治体の推進

情報処理・通信技術が飛躍的に発展し、高度情報化が急速に進む中、行政事務のIT化により事務処理の効率化、迅速化を図るとともに、市民サービスのより一層の向上を図るため、個人情報の保護や情報格差の解消に配慮しながら、ITを活用した各種申請・届出手続のオンライン化など各種システムの導入に向けた検討を行い、電子自治体を推進します。

平成21年度における行政改革・事務改善の実施状況（平成22年3月末現在）

1 市民福祉の向上

項目	取組事項	実施概要
1 広聴活動機 会の拡充 (市民参画 ・協働)	・タウンミーティ ングの実施	<u>企画調整課</u> 市政に対する理解と参画の促進を図るとともに、公正で開かれた市政を推進するため、平成21年度・22年度に市内各地において「タウンミーティング」を開催する。 平成21年度において市内13地区で開催し、平成22年度内に8地区において開催予定。
	・精神障害者相談支 援センター及び地 域活動支援センタ ーの開設	<u>社会福祉課</u> 障害者からの相談に応じ、日常生活並びに社会生活を営むことができるよう支援する相談支援センター並びに障害者の創作的活動や社会との交流を図る地域活動支援センターを平成21年4月に開設した。 相談件数 480件
	・福祉バス路線の見 直し	<u>社会福祉課</u> 平成21年4月より、福祉バスの庄東地区の運行路線の見直しを行うとともに、運行日数を増やした。(週1日から週2日へ)
2 健康・福祉 の推進	・介護予防事業の充 実 (継続)	<u>高齢介護課・地域包括支援センター</u> 健康で生き生きした生活の実現を目指して、「生活機能評価」で把握した特定高齢者(要介護状態になるおそれのある方)を対象に、介護予防教室の開催箇所や回数を増やし(2ヶ所→3ヶ所)、介護予防事業への参加誘導等を図った。 受講者数1,594名
	・斎場増築事業の推 進	<u>生活環境課</u> 利用者の混雑解消と利便性向上のため、待合室(87㎡30人)を増設し、火葬炉を1基増設するとともに、汚物炉を更新した。 12月末完成
3 子育て支援 の推進	・妊婦健診の充実	<u>健康センター</u> 妊婦定期健診の公費負担を5回から14回分とし、費用負担の軽減とともに母体や胎児の健康確保を図った。
	・心の教室相談員の 充実	<u>教育総務課</u> 小学校児童の不安や悩みを軽減できる相談相手になったり、関係機関と連携を図り保護者の悩みを受けたりする相談体制の充実を図った。(1校配置から2校配置へ)

3 子育て支援 の推進	・スタディ・メイト の充実	教育総務課 スタディ・メイト（特別支援教育支援員）の配置を小学校4校から6校に拡充し、小学校に在籍する学習障害を含む障害のある児童の学校生活の支援体制の充実を図った。
	・砺波市奨学生募集 期間の延長	教育総務課 雇用情勢の悪化に伴う経済的理由による就学困難な者に対して、4月以降12月まで引き続き奨学生の募集を行い、有用な人材の育成を図った。 <u>6人の追加応募（4月から12月末現在）</u>
	・学校図書館司書の 配置	教育総務課 緊急雇用対策事業を利用して、未配置であった庄川小学校に学校図書館司書を配置し、児童が利用しやすい学校図書館運営の充実を図った。
	・小学校低学年学習 サポート・支援員 の配置	教育総務課 緊急雇用対策事業を利用して、小学校の低学年の授業をサポートする支援員を全小学校に配置し、低学年の児童が学習環境に順応できるよう環境整備を図った。
	・学校環境の整備支 援員の配置	教育総務課 緊急雇用対策事業を利用して、中学校（出町、庄西）の学校環境整備支援のための職員を配置し、良好な学習環境の整備を図った。
	・子育て支援センタ ーの充実	こども課 東般若保育園子育て支援センターを指定施設型（1名体制から2名体制へ）に移行し、子育て環境の充実を図った。 また、健康センター等に出向いての地域支援活動を行った。
	・家庭教育支援の充 実	こども課 市内4校の相談室や保健室に子育てサポーターを専属で配置し、児童の悩み相談、不登校傾向にある児童の登校支援やその保護者との相談、特別な支援を必要とする児童の観察や面談等きめ細やかな家庭教育支援を行った。
4 雇用機会の 提供支援	・制度融資資金の保 証料助成の拡充 (継続)	商工観光課 中小企業振興資金や小口事業資金等の融資実行時における県保証協会への保証料助成率（1/2から4/5）のかさ上げを引き続き実施した。
	・コンベンション誘 致支援事業の実施	商工観光課 滞在型観光の推進と地域交流を進めるため、コンベンション開催事業補助制度を創設し、地域活性化を図った。 <u>実績 3件（1, 104人）</u>

4 雇用機会の 提供支援	・緊急雇用創出への 取組み	商工観光課 中小企業を対象とした雇用対策として雇用調整助成金等の説明会及び個別相談会を開催した。 高校生の就業機会の拡大を図るため、インターンシップ事業に対する運営助成を実施した。
	・増山城跡解説員の 設置	文化財室 緊急雇用対策事業を利用して、増山城跡解説員を配置し、市民が気軽に市内にある国指定史跡を散策し易くすることにより歴史と文化に親しみ易い環境整備を図った。
5 防災対策の 推進	・災害時要援護者避 難支援体制の整備 (継続)	総務課・社会福祉課・社会福祉協議会 災害時に自ら避難することが困難ないわゆる災害時要援護者の避難体制を整備するため、引き続き、要援護者のデータベースの更新を図り、支援するための情報を一元化するとともに、民生児童委員、福祉推進員、自主防災組織及び消防分団等と連携し、災害時要援護者の避難支援体制を確立する。 また、避難支援プランの策定及び福祉避難所の設定を推進する。
	・木造住宅耐震改修 支援事業の推進 (継続)	都市整備課 「市耐震促進計画」に基づき、地震対策を周知し、木造住宅の耐震改修（耐震診断を含む）の促進を図る。 進捗状況 5件
	・消防団員出動費用 弁償の見直し	砺波消防署 消防団員の出動に伴う費用弁償の支給額を災害出動の場合1,500円とし、訓練及び火災予防活動等（1,300円）と区別して支給することにより、消防団員の確保や活性化等の推進を図った。
6 鳥獣被害対 策の推進	・鳥獣被害防止計画 の作成	農業振興課 鳥獣被害防止施策を総合的、かつ、効果的に実施するため、国が基本指針を策定した。 この基本指針に即した市被害防止計画が平成21年8月に県知事の同意を得たことから、今後被害防止の取り組みを積極的に推進する。
7 公園整備の 推進	・庄川水記念公園施 設の整備	管理課 庄川水記念公園の来園者増加策として、日本宝くじ協会からの助成（全額補助）を受け、子供たちにも楽しむことができる場所の確保や庄川の水辺をめぐる遊歩道の整備など、「自然と調和した公園」づくりとして、ちびっこ広場（遊具・公衆トイレ等の設置）と遊歩道（遊歩道橋・案内板等の設置）の整備を行った。 平成22年3月完成

8 窓口サービスの向上	・窓口業務の延長	上水道課 料金の納付や諸届出等に対応するため、平成21年4月から毎週月曜日の窓口受付業務時間を午後7時まで延長し、市民の利便性の向上を図った。
	・催告期間中の窓口延長	下水道課 催告期間中の月曜日の窓口受付業務時間を午後7時まで延長し、市民の利便性の向上を図った。

2 行財政基盤の強化

項目	取組事項	実施概要
1 公正で透明な市政運営	・行政評価手法の導入 (継続)	総務課、企画調整課、財政課 全ての事務事業を対象に行政評価システムを導入し、総合計画の進捗管理、次年度予算への反映を図った。
2 行政経費の節減	・市長、副市長及び教育長の給料の減額	総務課 特別職の給料を平成21年度より3年間減額する。(市長10%、副市長8%、教育長6%の削減) 削減額 2,292千円
	・一般職員及び特別職員の給与等の減額	総務課 国の人事院勧告等に準じて一般職員の給料月額並びに一般職及び特別職等期末勤勉手当を減額した。 削減額 55,063千円
	・議会の期末手当等の減額	総務課 国の人事院勧告等に準じて期末手当を減額した。 削減額 2,643千円
	・期日前投票所事務従事者の削減	総務課 衆議院議員総選挙期日前投票において、庄川支所の事務従事者を従来体制から1名減として試行した。
2 行政経費の節減	・各種補助金の見直しによる削減 (継続)	財政課・各課 各種補助金等について、必要性や効果等の見直しを行い、不必要な補助金の廃止や補助率等の見直しにより、削減を図った。 ・各種団体等への補助金の見直し 削減額 844千円 ・各種イベント等への運営補助金の見直し 削減額 730千円

2 行政経費の 節減	・ 広報紙の発行経費の節減	<p>広報情報課</p> <p>「広報となみ」の記事の内容を整理することで、平成21年8月号から平成22年4月号までの9号分を、各号3ページ（昨年度比）削減し、発行経費を各号約116千円（同）削減した。</p> <p style="text-align: right;">削減額 1,044千円</p>
	・ 指定管理者による収益の一部の納付	<p>高齢介護課</p> <p>デイサービスセンターの指定管理者から、収益のうち大規模修繕費等の費用に充てるため、200万円を納付してもらい、基金により管理した。</p>
3 財政構造の 健全化	・ 未利用地等の有効活用 (継続)	<p>財政課</p> <p>未利用の市有地等について、売却処分等の有効活用を推進した。</p> <p style="text-align: right;">実績 7件（売却額6,463千円）</p>
	・ 繰上償還（公的資金補償金免除の実施） (継続)	<p>財政課、下水道課、総合病院</p> <p>高金利の市債の一部について、補償金免除繰上償還を実施し、将来の財政負担の削減を図った。</p> <p style="text-align: right;">削減額 約185,640千円</p>
	・ 債務負担行為額の軽減	<p>農地林務課</p> <p>団体営土地改良事業の市補助金について、借入分償還金の金利見直しを行い、低金利の利率に即した借り換え、繰上げ償還等を実施し、分割交付金の軽減を図った。</p> <p style="text-align: right;">減額額 1,148千円</p>

3 組織・人員の見直し

項目	取組事項	実施概要
1 組織機構等 の見直し	・ 行政改革推進班の設置	<p>総務課</p> <p>4月から厳しい財政環境を踏まえ、行政改革を一層推進する体制を整えるため、総務課を主体に行政改革推進班を設置した。</p>
	・ 市民協働・ボランティア支援係の設置	<p>総務課</p> <p>4月から市民と協働し、奉仕の精神で地域づくりを進める部門として、企画調整課に市民協働・ボランティア支援係を設置した。</p>
	・ 砺波地域情報センターの設置	<p>商工観光課・総務課</p> <p>東海北陸自動車道全線開通を受け、中京方面での企業誘致、観光・物産PRのため、富山県名古屋事務所に砺波地域情報センターを設置し、職員1名を派遣した。</p>

1 組織機構等 の見直し	・採用の抑制による 職員数の適正化 (継続)	総務課 定員適正化計画（7人）を前倒しし、職員数を削減した。 削減数 13人（病院を除く）
	(新規) ・ホームヘルプステ ーションの運営改 善	高齢介護課 訪問介護事業の経営内容の改善を図るため、サービス水準 の維持を考慮しながら、常勤職員の削減を図った。 削減数 1人

4 事務事業の見直し

項目	取組事項	実施概要
1 事務手続き 等の見直し	・市章、シンボルキ ャラクター使用手 続きの簡素化	総務課 市章、シンボルキャラクターをポスター等へ積極的に利用 することで市のイメージアップを図るため、使用許可手続に 関する要綱を定め、団体及び市民が利用しやすい環境を整え た。
	・条件付一般競争入 札の導入 (継続)	財政課 競争性及び透明性を向上させるため、設計金額が500万 円以上の建設工事を対象とし、条件付一般競争入札を導入し た。
	・郵便入札の導入	財政課 入札参加者の移動コストの低減や入札事務の効率化を図 るため、郵便入札を導入した。
	・設計図書市の市ホー ムページへの掲載	財政課 縦覧場所の混雑緩和を図るため、条件付一般競争入札に係 る設計図書等を市ホームページへ掲載してダウンロードで きるようにした。
	・準用河川宮川の準 用河川指定の廃止 について (継続)	土木課 準用河川宮川の準用河川指定を廃止し、本来管理すべき庄 川上流用土地改良区などに移管できるよう継続して協議 する。
	・業務委託等成績評 定要領の制定	検査課 工事成績評定に引き続き、測量、設計、システム改修等業 務委託の評価基準を検討した。本年度は試行期間として新評 定要領（案）での運用確認を行った。 本年度 32件実施
	・市収蔵民具の公開	郷土資料館 膨大な量の収蔵を誇る民具を民具館に展示し、民具の貸出 しを行うなど、市民に公開する機会を多く設けた。 民具貸出実績 20件

<p>2 まちづくり 協働事業の 推進</p>	<p>(新規) ・砺波市まちづくり 協働事業の実施</p>	<p>企画調整課</p> <p>新たな分権社会の実現を目指し、市民と行政がそれぞれの責任と役割を明らかにしたうえで、協力して地域の課題を解決する手法として、行政提案型事業を募集し、1件を採択し財政支援を行った。</p>
-------------------------------------	---------------------------------------	---

平成22年度に実施（検討）予定の行政改革・事務改善事項

1 市民福祉の向上

項目	取組事項	実施概要
1 市民一ボランティアの推進	(新規) ・ボランティアポイント制度の導入	企画調整課・社会福祉課・社会福祉協議会 市民の実施するボランティア活動に対し、ボランティアポイント制度を導入し、ボランティア活動の促進と地域福祉の向上を図る。
2 子育て支援の推進	(新規) ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	健康センター 児童福祉法に基づく乳児家庭訪問を開始する。4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を行い、子育てに関する情報提供や養育についての相談・支援を行う。
3 雇用機会の提供支援	・制度融資資金の保証料助成の拡充（継続）	商工観光課 中小企業振興資金や小口事業資金等の融資実行時における県保証協会への保証料助成率（8/10から9/10）のかさ上げを実施する。
	(新規) ・職業訓練支援事業	商工観光課 職業訓練受入事業所へ職業訓練に必要な経費の補助を実施する。（1回10万円を上限とする。）
	(新規) ・企業誘致対策支援事業	商工観光課 ビジネスマッチングの目的で開催される展示会等への出展料等の補助を実施する。（1年度1回とし、事業者は5万円、商工団体は10万円を上限とする。）
4 防災対策の推進	(新規) ・自主防災組織に対する支援	総務課 自主防災組織に対し、活動に必要な資機材を整備するための新たな支援を行い、地域防災力の充実を図る。支援は2カ年度継続して行う。（1年度1回とし、出町地区は60万円、それ以外の地区は30万円を上限とする。）
5 環境対策の推進	(新規) ・廃食用油の回収	生活環境課 地球温暖化防止に資するため、各家庭から出る廃食用油を各地区の資源ごみの回収の日に、回収業者に依頼し回収し、バイオディーゼル燃料として活用する。
	(新規) ・住宅用太陽光発電システム設置に対する助成	生活環境課 地球温暖化防止に資するため、市内の住宅用に設置する太陽光発電システムに対し、1件あたり5万円の設置費用の助成を行う。

5 環境対策の 推進	(新規) ・小型家電製品の回収	生活環境課 各家庭から出る小型家電製品を各地区の資源ごみの日に回収することで、燃えないごみを減らし、かつ、レアメタル等の貴重な金属を取り出してリサイクルすることで、資源の循環を図る。
6 市民福祉の 推進	(新規) ・バスの効率的運行の検討	社会福祉課・生活環境課・教育総務課 市内を運行している民間バス、市営バス、スクールバス、ふれあいバス、福祉バスについて、市民が利用しやすく、かつ、効率的な運行体制の検討を行う。
	(新規) ・高齢者の運転免許自主返納への支援	社会福祉課 高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許を自主返納された満70歳以上の方に対し、15千円相当の公共交通機関の乗車券を交付する。支援は2カ年継続して行う。
	(新規) ・高齢者世帯の地上デジタル対応への支援	社会福祉課 地上デジタル放送への円滑な移行を図るため、65歳以上の低所得の一人暮らし高齢者世帯に対し、地上デジタル放送の移行に要した経費の2分の1の助成を行う。(1世帯1回とし、5千円を上限とする。)
	(新規) ・地域包括支援センターのサブセンターの活動強化	地域包括支援センター 保険師1名を増員し、介護予防事業のため、各戸訪問に加え、新たに市内4カ所のサブセンターにおいて保険師の相談窓口を定期的開設する体制を実施する。
	・住宅用火災警報器の設置促進 (継続)	砺波消防署 火災による死亡者ゼロを目指し、特に高齢者のみの世帯に対し、住宅用火災警報器の適正な設置を消防、民生委員等が連携を密に行い実施する。

2 行財政基盤の強化

項目	取組事項	実施概要
1 公正で透明な 市政運営	・行政評価手法の実施 (継続)	総務課、企画調整課、財政課 全ての事務事業を対象に行政評価を実施し、総合計画の進捗管理、次年度予算への反映を図る。 部・課長に相当する職員で構成するワーキンググループによる全方的視点からの二次評価を取入れる。
2 行政経費の 節減	・各種補助金の見直しによる削減 (継続)	財政課・各課 各種補助金等について、必要性や効果等の見直しを行い、不必要な補助金の廃止や補助率等の見直しにより、削減を図る。

2 行政経費の 節減	・教育用コンピューターの一括整備による経費の節減 (継続)	教育総務課 補助事業を利用した教育用パソコンの一括整備により後年の経費負担を軽減する。 H22 14,535千円⇒0、 H23 21,761千円⇒0 H24 26,321千円⇒0
3 財政構造の 健全化	・使用料及び減免基準の見直し (継続)	各課 施設の使用料及び減免基準について、受益者負担及び施設間の均衡等の観点から平成22年度中の見直しを図る。
4 1市2制度 の解消	(新規) ・加入金及び水道料金の統一化	上水道課 旧砺波市給水区域と旧庄川町給水区域で格差のあった加入金については、平成22年度から統一し、また、水道料金については、平成22年度・23年度は経過措置を設け、平成24年度から統一する。
	(新規) ・水道料金格差是正補助金見直し	市民福祉課 水道料金統一に伴う旧砺波市給水区域と旧庄川町給水区域の水道料金格差是正補助金を平成22年度・23年度は経過措置を設け減額し、平成24年度をもって廃止する。
	(新規) ・下水道使用料及び下水道受益者負(分)担金の統一化	下水道課 旧砺波市区域と旧庄川町区域で格差のあった使用料及び下水道受益者負(分)担金を統一する。 使用料については、平成22年度・23年度は経過措置を設け、平成24年度から統一する。 下水道受益者負(分)担金については、平成22年度事業分から統一する。

3 組織・人員の見直し

項目	取組事項	実施概要
1 人材育成の 推進	・新たな人事評価システムの導入 (継続)	総務課 評価内容や運用について、引き続き改良点を検討し、評価者の人事評価における公平性と客観性の高い評価システムとなるような評価研修を実施する。
2 定員の適正 化	・採用の抑制による職員数の適正化 (継続)	総務課 定員適正化計画に基づき職員数を削減する。 削減予定数 7人(病院を除く)
3 課題に適した組織の改 廃	(新規) ・観光振興戦略室の設置	総務課 広域観光をより推進するとともに、交流人口の拡大、通年型及び滞在型観光を積極的に推進するため、観光振興戦略室を設けるとともに、観光振興戦略推進担当を設ける。

3 課題に適した組織の改廃	(新規) ・景観まちづくり班の設置	総務課 自然風土や歴史の過程で形成された散居景観を保全するため、都市整備課内に景観まちづくり班を設けるとともに、景観まちづくり担当を設ける。
	(新規) ・組織の効率化、簡素化	総務課 庄川支所長が管理課長を、会計管理者が会計課長を、となみ野サロンと勤労青少年ホームの一体化に伴い両館長を兼務し、組織のスリム化を図る。
4 事務分担の見直し	(新規) ・緑花業務窓口の一本化	総務課 緑花を更に推進し、わかりやすい事務分担とするために、緑花業務を四季彩館に一本化する。
	(新規) ・係の統合	総務課 効率的に業務を推進するため、庄川支所管理課の2係（総務係、地域振興係）を1係（地域振興係）に統合する。
5 業務に応じた柔軟な職員配置	(新規) ・主任の課付けへの変更	総務課 課長の裁量による職員の課内異動を柔軟に行えるとともに、業務の平準化を図るため、主任を係付けから課付けとする。

4 事務事業の見直し

項目	取組事項	実施概要
1 事務手続き等の見直し	・業務委託等成績評定の実施 (継続)	検査課 平成21年度での試行運用実績により要領を制定し、成績評定を本格実施する。(年間30件程度)
2 まちづくり協働事業の推進	・砺波市まちづくり協働事業の実施 (継続)	企画調整課 新たな分権社会の実現を目指し、市民と行政がそれぞれの責任と役割を明らかにしたうえで、協力して地域の課題を解決する手法として、平成22年度は市民提案型事業2件と行政提案型事業1件を実施する。
3 事業経費、施設経費等の見直し	(新規) ・道水路等の市民直営修繕事業に対する原材料費交付	土木課 地元自治振興会等が労力を提供し、市が管理する道水路等の維持修繕を直営施工する場合に必要な原材料費を交付する。(1団体1年度1回とし、30万円を上限とする。)

砺波市行政改革推進計画
(平成17年度～平成22年度)

平成22年3月

砺波市

1. 市民との協働による市政の推進

(1)市民参画・協働の仕組みづくり

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
1	審議会等各種委員の公募制の拡大	審議会等の透明性を高めるとともに、市民の理解と参画を推進し、あわせて幅広い市民の意見を反映するため、有効性が認められる審議会等への委員等の公募制の拡大を図る。	市政への理解と参画の推進が図られるとともに、行政の透明性の向上が図られる。	総務課各課		検討・実施							・改選時期等にあわせて、関係課等に周知した。【総務課】	・改選時期等にあわせて、関係課等に周知していく。【総務課】
2	男女共同参画の推進	男女があらゆる分野に参画し、共に輝き、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会を実現するため、平成17年9月27日に施行した「砺波市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画に従い、諸施策を計画的かつ効果的に推進する。	男女共同参画社会の形成を推進することができる。	企画調整課		計画策定 → 推進					計画策定 →		・推進計画に基づき、地区推進員の活動を中心に啓発活動を継続して進める。	・平成23年度を初年度とする新たな男女共同参画推進計画を策定する。
3	パブリックコメント制度*1の導入	条例・施策・計画の立案段階での情報公開と市民意見の反映を図るため、パブリックコメント制度を導入する。	市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。	企画調整課各課		検討 →	試行 →	実施 →					・各課で実施	同 左
新	まちづくり協働事業の推進	新たな分権社会の実現を目指し、市民と行政がそれぞれの責任と役割を明らかにしたうえで、協力して地域の課題を解決する手法として、行政提案型事業を募集し、1件を採択・財政支援。平成22年度は市民提案型事業2件と行政提案型事業1件を実施する。	市政への理解と参画の推進が図られるとともに、協働によるまちづくりの推進ができる。	企画調整課各課					実施 →		新規		・行政提案型事業を募集し、1件を採択した。【企画調整課】	・市民提案型事業2件と行政提案型事業1件を採択する。【企画調整課】

(2)NPOの育成・ボランティアとの連携

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
4	NPO*2・ボランティア団体等の市民活動支援	NPO等の活動に関する情報を積極的に収集するとともに、支援のあり方、活動の範囲・方法等を検討し、官民協働を推進する。	各種分野における自主的な市民活動の醸成や市民との協働による行政運営が推進される。	企画調整課社会福祉課		調査・検討 →	実施 →						・企画調整課に市民協働・ボランティア支援係を設置し、ボランティア総合窓口として市内各分野におけるボランティア活動の現状やニーズについて情報収集・検討するとともに、その活動について広報等で広く市民に紹介し、ボランティア活動への参加を呼びかけている。 また、活力あるまちづくりの推進を図るため、市民と市が協働して地域課題の解決に取り組む「砺波市まちづくり協働事業」を実施する。【企画調整課】	・ボランティア総合窓口として市内各分野におけるボランティア活動の現状やニーズについて情報収集・検討するとともに、その活動について広報等で広く市民に紹介し、ボランティア活動への参加を呼びかける。 また、活力あるまちづくりの推進を図るため、市民と市が協働して地域課題の解決に取り組む「砺波市まちづくり協働事業」を実施する。【企画調整課】
5	市民団体の育成・自立の促進	市民団体の事務局を行政が代行しているものについて、事務局を団体に移管し団体の自立を促進する。	市民団体の自立により、市民との協働による行政運営が推進される。	各課		調査・検討 →	順次実施 →						・可能な団体から事務局を移管できるように関係課等に通知のうえ、当該市民団体との協議を進めた。【総務課】	・可能な団体から事務局を移管できるように継続的に関係課等へ通知のうえ、当該市民団体との協議を進める。【総務課】
6	自主防災組織*3設立の推進	地域防災体制の整備を目指し、自治振興組織を母体とした自主防災組織の設立を推進する。 【H20.3で完了】	市民の防災意識の高揚と危機管理体制の強化が図られる。	総務課	実施 →								・自主防災組織活動支援のため、その活動に要した経費について助成を行うとともに、行政出前講座の活用による防災知識の普及啓発に努めた。	・自主防災組織活動支援のため、訓練等に必要資機材の整備に関する新たな支援策を構築する。

(3)審議会等の見直し・活性化

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
1	(再掲)審議会等各種委員の公募制の拡大	審議会等の透明性を高めるとともに、市民の理解と参画を推進し、あわせて幅広い市民の意見を反映するため、有効性が認められる審議会等への委員等の公募制の拡大を図る。	市政への理解と参画の推進が図られるとともに、行政の透明性の向上が図られる。	総務課各課		検討・実施							・改選時期等にあわせて、関係課等に周知した。【総務課】	・改選時期等にあわせて、関係課等に周知していく。【総務課】
7	各種審議会・委員会の統廃合	既存の審議会・委員会設立の経緯及び関係法令等の視点から調整を図り、可能なものは統廃合を推進する。	簡素で効率的な行政機構の確立や経費節減が図られる。	総務課各課	調査・推進								・改選時期等にあわせて、関係課等に既存審議会等の見直しについて周知した。【総務課・各課】	・継続的に関係課等に周知していく。【総務課・各課】

2. 公正で透明な市政運営

(1)広報広聴機能の充実

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
8	広聴活動機会の拡充	多様化する市民の行政需要を把握するため、市長への手紙、タウンミーティング、行政出前講座などにより積極的な広聴活動を展開することによって、開かれた市政運営を行う。 市長への手紙の公開。	市民の行政需要に応じた施策展開が可能となる。	企画調整課各課	検討・実施								・行政出前講座、市長への手紙などによる広聴活動を継続して実施している。 ・平成21年度において、市内13地区においてタウンミーティングを開催し、市民の意見を直に聴くとともに、市からも市政運営のあり方について提案を行った。	・引き続き、市内8地区においてタウンミーティングを開催する。
9	広報・ホームページの充実	市民の市政運営への関心を高め、市民参画を推進するため、広報・ホームページ・ケーブルテレビの充実を図り、各種情報を積極的にかつタイムリーに提供する。 職員研修の実施及び職員の意識改革。	行政情報を積極的に提供することにより、市民参画の推進が図られる。	広報情報課各課		職員研修実施							・地区特派員意見交換会・研修会を開催し、CATVの充実を図るとともに、技術向上を図る。【広報情報課】 ・市政バス、健康センター、庄川健康プラザ、砺波市美術館、庄川美術館、郷土資料館の利用者に対して広報等に関するアンケートを実施することで、市民からの意見を取り入れ広報活動の充実を図る。【広報情報課】 ・ホームページの作成に関する職員研修を実施した。【広報情報課・総務課】	同左 ・ホームページの作成に関する職員研修を引き続き実施する。【広報情報課・総務課】
10	審議会等会議開催結果の公表	審議会等の会議結果の公開について検討し、会議結果の公開マニュアルを策定する。	市政への理解と参加の推進が図られるとともに、行政の透明性の向上が図られる。	総務課		検討	実施						・継続して公表している。	・引き続き公表する。
11	ケーブルテレビ加入率の向上	デジタル放送の開始に向けて、加入率の向上を図る。	行政情報や地域情報を積極的に提供することにより、市民参画・地域コミュニティの推進が図られる。	広報情報課	推進								・TSTの加入促進強化や運営についての意見交換の場とするため、関係市との協議会を砺波広域圏において8月27日に設置した。 ・協議会において未加入者アンケート調査を実施した。 ・各地区で行われているタウンミーティングの場においてPRを実施している。	・TSTの加入促進についてさらに検討する。
12	同報系防災行政無線を活用した情報の提供等	庄川地区に整備してある同報系防災行政無線を利用した情報提供の充実を図る。 また、自主防災組織と連携し、年に一度地区住民に拡声子局(12個局)を使った情報伝達訓練を行う。	行政情報や地域情報を積極的に提供することにより、市民参画・地域コミュニティの推進が図られる。 また、災害が発生した場合、地区住民自らが情報伝達が円滑に行え、防災の取組みが図れる。	広報情報課管理課	検討・実施								・広報紙、エフエム及びCATVにより市民提供する情報について、管理課と連携して情報提供を引き続き実施していく。【広報情報課】 ・庄川地区の同報系防災行政無線では、庄川地区の行政情報などを日に3回放送している。【管理課】 ・庄川地区各振興会で行われる自主防災訓練に協力した。【管理課】	・広報紙、エフエム及びCATVにより市民提供する情報について、管理課と連携して情報提供を引き続き実施していく。【広報情報課】 ・庄川地区の同報系防災行政無線では、庄川地区の行政情報などを日に3回放送している。【管理課】 ・庄川地区各振興会で行われる自主防災訓練に協力した。【管理課】

17	窓口サービスの向上	窓口サービスにおける市民の満足度を高めるため、職場内での接客研修等を実施する。 ・接客研修(言葉使い・電話の対応) ・窓口の開庁時間延長の検討 ・窓口アンケートの実施 ・窓口職員の座席配置の検討	職員の接客の改善とともに、窓口の開庁時間延長等の評価と検証により市民サービスの向上が図られる。	総務課各課	検討・実施							・積極的に職員研修を実施し、接客向上に努めている。【総務課】 ・定期的に、窓口業務に必要な基本マナーを確認し、職員同士の接客マナー向上チェックを行っている。【管理課・市民福祉課】 ・水道料金の納付、諸届出に対応するため、毎週月曜日の窓口受付業務時間を午後7時まで延長している。【上水道課】 ・下水道使用料の催告期間中の月曜日は午後7時まで窓口受付業務時間を延長している。	・窓口サービスにおける市民の満足度及び意見を把握し、接客や業務の点検・改善に役立てるため、「窓口アンケート」の実施内容や実施期間等を調査・検討する。【総務課】 ・今後も、積極的に職員研修を実施し、接客向上に努める。【総務課】 ・定期的に、窓口業務に必要な基本マナーを確認し、職員同士の接客マナー向上チェックを行う。「ひやり、はっと事例」を報告し、課内で改善策について検討する。【管理課・市民福祉課】 ・水道料金の納付、諸届出に対応するため、毎週月曜日の窓口受付業務時間を午後7時まで延長する。【上水道課】 ・下水道使用料の催告期間中の月曜日は午後7時まで窓口受付業務時間を延長する。
18	公共料金納付窓口の拡大やマルチペイメント ^{*8} など納付方法の多様化の調査研究	税や上下水道料金などの公共料金の納付について、コンビニエンスストア等の利用により窓口の拡大を図ることやクレジットカードなどマルチペイメントによる納付方法の多様化について調査・研究する。	税や公共料金の納付場所、納付手段の選択肢が増えるとともに、利用時間に制約がなくなり、市民の利便性が向上する。また、納付しやすくなることによる納期内収納率の向上が期待できる。	会計課 税務課各課	調査・研究							・コンビニ収納は継続的に調査・研究を進めているほか、マルチペイメントについては県内自治体と情報交換を行っている。【税務課】 ・税務課、上水道課等の意向をふまえて対応する。【会計課】	・新電算システムの導入に合わせ、コンビニ収納システム導入に向けた諸準備を進める。【税務課】 ・税務課、上水道課等の意向をふまえて対応する。【会計課】
19	イベントの連携と見直し	イベントが多数あり、開催日が近いものも多数あるため、目的の精査をするとともに、開催日を含めたイベントの見直しを図り、また、連携を推進する。	経費の節減が可能となるとともに、イベントの相乗効果を高めることができる。	商工観光課各課	観光まちづくり → 検討 → 見直し・実施							・今後、引き続き、イベント内容の見直しを実施する。【商工観光課】	同 左
20	公用車の一元管理の推進	公用車の一元管理を推進し、更新時には維持管理経費と環境への配慮から、軽自動車など環境にやさしい車両への転換を推進する。	環境への配慮とともに、維持管理費の削減と効率的な車両配置が図られる。	総務課 財政課	実施							・効率的な車両配置を図るため、集中管理車両の適正化を図るとともに、運行状況の調査に基づき、計画的な削減及び環境に配慮した車両の導入を図る。【総務課・財政課】 ・各課配置の軽四車両を共用車として利用しやすい環境づくりを行った。【総務課】	・効率的な車両配置を図るため、集中管理車両の適正化を図るとともに、運行状況の調査に基づき、計画的な削減及び環境に配慮した車両の導入を図る。【総務課・財政課】
21	庁舎のバリアフリー ^{*9} の推進	課の表示を分かりやすくしたり、本庁エレベーター前の出入り口にスロープを設置するなど、障害者等が利用しやすくする。	妊産婦、高齢者、障害者等に対する市民サービスの向上が図られる。	総務課 財政課	検討・実施							・高齢者や障害者等が利用しやすくなるように、引き続き、庁舎のバリアフリー化を検討する。妊産婦に対して理解ある地域社会の実現を目指すため、駐車場にマタニティマークを設置した。【財政課】	・高齢者や障害者等が利用しやすくなるように、引き続き、庁舎のバリアフリー化を検討する。妊産婦に対して理解ある地域社会の実現を目指すため、駐車場にマタニティマークを設置し、さらにマタニティマークの啓発に努める。【財政課】
22	本庁等電話のIP電話 ^{*10} 及びダイヤルイン ^{*11} の導入検討	費用対効果を検証し、市内公共施設にIP電話を随時導入する。また、市役所の担当部署に直接電話がかけられ、市民の携帯電話などに、市役所のどこの部署から電話がかかってきたか分かるダイヤルインの調査・検討を行う。	IP電話は、経費の節減が図られる。 ダイヤルインは、市民の利便性の向上が図られる。	総務課 財政課	調査・検討							・平成17年度にデジタル電話交換機に更新した経過がある。また、ダイヤルインには設定費用が発生することや現在の代表電話交換業務がなくなるわけではないため、費用対効果等が問題である。そこで費用がかからない既存の内線を利用したダイヤルイン(プッシュ回線必要)の方法を考え利用について職員へ周知をした。なお、IP電話は、災害時の信頼性が低いため、現在のところ実施の予定はない。【総務課・財政課】	同 左
23	各種刊行物の発行一元化	関連する施策に関する刊行物を一元化するとともに、既存統計等の発行に際し、「統計となみ」に掲載事項を整理・一元化する。	事務の効率化、経費の節減が図られる。	広報情報課各課	推進							・「統計となみ」について、平成18年度版より年度内の発行を行い、新しい情報を掲載しており、これにあわせて各種刊行物の一元化について項目照会時に依頼する。【広報情報課】	・「統計となみ」について、平成18年度版より年度内の発行を行い、新しい情報を掲載しており、これにあわせて各種刊行物の一元化についても、引き続き、項目照会時に依頼する。【広報情報課】

24	合併に伴う1市2制度の解消	上・下水道使用料の違いを始めとして合併前の旧市・旧町の制度をそれぞれ残したもののについて、1制度として整理統合する。	市民がすべて同じ制度の下での行政サービスが提供されることにより、新市の一体感の醸成と事務の効率化が図られる。	上水道課 下水道課			検討					実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年6月の検針分からの料金等の統一に関して、平成22・23年度で経過措置を設けた条例改正を行った。【上水道課・下水道課】 平成24年度からの料金統一に向けて、電算システムの改修を行う。【上水道課】 下水道使用料の段階的な統一に向けての料金体系の見直し及び関連する課題の調整を図った。【下水道課】 	経過措置を設け順次実施して行く。【上水道課・下水道課】
57(H20追加)	支払い方法の拡大	ゆうちょ銀行が全銀システムに接続したことから、県内自治体の状況を見た上、当銀行の債権者口座へ送金できるよう図る。	市民サービスの向上が図られる。	会計課			検討					実施	<ul style="list-style-type: none"> ゆうちょ銀行の債権者口座への送金が、福祉関係の支払いを除き、H21年度から可能となった。 	-
追加	公共施設適正配置	施設の有効活用及び将来的な施設の統廃合を含めた取組みを進める。	経費面、運用面からみて施設の有効活用が図れる。	総務課			検討					実施	<ul style="list-style-type: none"> 受益と負担の観点から講座受講料及び使用料の適正化並びに減免規定の見直しを図った。 類似機能を持つ施設について、事業や機能の統合や施設管理の一元化を検討した。 施設の有効活用を図るため施設や施設での事業内容が市民のニーズに合っているかどうかとともに、施設の必要性についても検討した。 施設の老朽化に対しては、他の施設との合築、その他施設への統合を含めて検討した。 	「働く婦人の家」と「勤労青少年ホーム」で実施している講座の統合及び管理の一元化を進める。 各種講座の受講料の適正化を行う。 「生きがいセンター庄川高砂会館」の講座受講料を設定する。 全施設の使用料の適正化とともに、減免基準の見直しを行う。 「ふれあいデイホーム事業」における利用者に対する施設管理の謝礼を廃止するなど利用者自身による施設管理を推進する。

(2)補助金等の適正化

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定		
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度					
5	(再掲)市民団体の育成・自立の促進	市民団体の事務局を行政が代行しているものについて、事務局を団体に移管し団体の自立を促進する。	市民団体の自立により、市民との協働による行政運営が推進される。	各課		調査・検討							順次実施	<ul style="list-style-type: none"> 可能な団体から事務局を移管できるように関係課等に通知のうえ、当該市民団体との協議を進めた。【総務課】 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な団体から事務局を移管できるように継続的に関係課等へ通知のうえ、当該市民団体との協議を進める。【総務課】
19	(再掲)イベントの連携と見直し	イベントが多数あり、開催日が近いものも多数あるため、目的の精査をするとともに、開催日を含めたイベントの見直しを図り、また、連携を推進する。	経費の節減が可能となるとともに、イベントの相乗効果を高めることができる。	商工観光課 各課	観光まちづくり	検討							見直し・実施	<ul style="list-style-type: none"> 今後、引き続き、イベント内容の見直しを実施する。【商工観光課】 	同 左
25	恒常的補助金の見直し	全ての補助金等の見直し、新規補助金等の期間の設定等を行う組織の設置など見直し手法を検討し、補助金等の見直しを図る。	補助金の必要性、効果、補助期限などを明確にすることにより、財政運営の効率化が図られる。	財政課		検討・見直し・実施								<ul style="list-style-type: none"> 恒常的な補助金について、自主財源での運営がなされるよう見直しを引き続き求めていく。【財政課】 水道料金統一に伴う旧砺波市給水区域と旧庄川町給水区域の水道料金格差是正補助金を平成22年度・23年度に経過措置として減額し、平成24年度をもって廃止する。【市民福祉課】 	<ul style="list-style-type: none"> 恒常的な補助金について、自主財源での運営がなされるよう見直しを引き続き求めていく。【財政課】 水道料金統一に伴う旧砺波市給水区域と旧庄川町給水区域の水道料金格差是正補助金を平成22年度・23年度に経過措置として減額し、平成24年度をもって廃止する。【市民福祉課】
26	関係協議会の見直し	参加が必要か、負担金は適正かについての見直しを行う。	関係団体等の見直しにより、財政運営の効率化が図られる。	各課		見直しの継続								<ul style="list-style-type: none"> 慣例化された協議会等への参画や負担金、内容等の見直しを進めるとともに、協議会のあり方について検討を進めた。【各課】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、慣例化された協議会等への参画や負担金、内容等の見直しを進める。【各課】

(3)民間機能の活用

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
27	指定管理者制度*12の活用	市民サービスの向上や行政運営の一層の効率化、民間活力の活用という観点から、行政と民間との適切な役割分担の下、効率性、専門性や行政責任の確保等を踏まえながら引き続き、指定管理者制度の活用を推進する。	行政の効率化と経費の削減が図られる一方、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応することができる。	各課	検討	実施						<ul style="list-style-type: none"> 民間等の活力を活用し、さらなる行政の効率化と経費の削減に努めるため、各施設の指定管理者制度の導入、課題等について検討を進める。【総務課・各課】 出町子供歌舞伎曳山会館について、平成22年度からの指定管理者制度導入に向けての進捗を進めている。【商工観光課】 制度の活用が可能な施設(となみ野サロン、庄川いきいき館)について、指定管理者制度の導入について検討する。【となみ野サロン】 	<ul style="list-style-type: none"> 民間等の活力を活用し、さらなる行政の効率化と経費の削減に努めるため、指定管理者制度の導入、課題等について検討を進める。【総務課・各課】 引き続き、制度の活用が可能な施設(となみ野サロン、庄川いきいき館)について、指定管理者制度の導入について検討する。【となみ野サロン】
28	PFI*13事業の活用検討	公共工事と維持管理費の削減の観点からPFI事業の活用の可能性を検討する。	経費の節減と民間活力の活用が図られる。	財政課各課		調査・検討						<ul style="list-style-type: none"> 検討の結果、現在のところ活用を検討する具体的な事業がなかったもの。【財政課・各課】 	<ul style="list-style-type: none"> 大型事業があれば、引き続き活用できるか調査・検討する。【財政課・各課】

(4)環境と共生する行政運営の推進

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
20	(再掲)公用車の一元管理の推進	公用車の一元管理を推進し、更新時には維持管理経費と環境への配慮から、軽自動車など環境にやさしい車両への転換を推進する。	環境への配慮とともに、維持管理費の削減と効率的な車両配置が図られる。	総務課 財政課	実施							<ul style="list-style-type: none"> 効率的な車両配置を図るため、集中管理車両の適正化を図るとともに、運行状況の調査に基づき、計画的な削減及び環境に配慮した車両の導入を図る。【総務課・財政課】 各課配置の軽四車両を共用車として利用しやすい環境づくりを行った。【総務課】 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な車両配置を図るため、集中管理車両の適正化を図るとともに、運行状況の調査に基づき、計画的な削減及び環境に配慮した車両の導入を図る。【総務課・財政課】
29	省エネルギー、CO2削減への取組みの推進	市が行う事務や事業活動に伴う環境への負担を軽減するため、地球温暖化防止実行計画を作成し、電気、ガス、水道や公用車の燃料の使用量の削減に努める。	環境への配慮とともに、経費の削減が図られる。	生活環境課 財政課		策定	実施					<ul style="list-style-type: none"> 職員を対象としたアンケート調査を実施し、職員の意識の高揚を図る。また、庁内燃料使用状況調査を実施し、実績を把握のうえ、推進会議を開催する。実務者会議を開催し、具体的な提案を勧めていきたい。【生活環境課】 こまめな消灯、適正な冷暖房温度の徹底に努めている。【総務課・財政課】 軽自動車への乗り換えを進める。環境対応車(ハイブリット車)へ更新する。【財政課】 本庁の蛍光灯をLEDに変更し、消費電力の削減を図る。【財政課】 各課配置の軽四車両を共用車として利用しやすい環境づくりを行った。【総務課】 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度においても引き続き、職員を対象としたアンケート調査を実施し、職員の意識の高揚を図る。また、庁内燃料使用状況調査を実施し、実績を把握のうえ、推進会議を開催する。実務者会議を開催し、具体的な提案を勧める。【生活環境課】 こまめな消灯、適正な冷暖房温度の徹底に努める。【総務課・財政課】 軽自動車への乗り換えを進める。【財政課】 市庁舎屋上に太陽光発電設備を設置し、省エネ対策の普及啓発を図る。【財政課】
30	ノーマイカーデーの継続実施	環境に対する職員の意識を高め、環境への負担の軽減を図る。	環境に対する取組みの基本姿勢が醸成される。	総務課	実施							<ul style="list-style-type: none"> マイカー通勤職員を対象として、ノーマイカーデーだけでなく、ノーマイカーウィークとしての取組みを推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、マイカー通勤職員を対象として、ノーマイカーの取組みを推進する。
31	クールビズ、ウォームビズの推進	環境に対する職員の意識を高め、冷暖房費の節減を図る。	環境への配慮とともに、経費の節減が図られる。	総務課 財政課	実施							<ul style="list-style-type: none"> クールビズは6～9月に実施、ウォームビズは12～3月に実施する。【総務課・財政課】 	<ul style="list-style-type: none"> クールビズは6～9月に実施、ウォームビズは12～4月に実施する。【総務課・財政課】

32	ごみの減量化・リサイクルの推進	H17.4月から紙・プラスチックごみの分別収集を始めたが、ごみ分別の徹底を始めとした様々な取組みにより、ごみの減量化、再資源化を推進する。 ・紙・プラ回収方法・回数 の検討	環境への負荷が低減されるとともに、ごみ処理費の削減が図られる。	生活環境課	検討	実施						資源ごみの収集場所等の見直しを図り、高齢者を含めた全ての市民が参加しやすい循環型社会の形成を目指す。 ・マイバッグ運動の更なる推進を図る。	同 左
----	-----------------	--	---------------------------------	-------	----	----	--	--	--	--	--	--	-----

4. 人材育成と職員の意識改革

(1)人材の育成・確保

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
33	職員人材育成基本方針の策定及び研修の実施	長期的視点から職員の能力開発を効果的に推進するため、目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、職場内研修の徹底やより実践的な研修制度の充実強化を図る。	職員の能力開発と資質の向上が図られる。	総務課		検討・策定		実施					職員の人材育成を図るため、「人材育成基本方針」に基づき職員研修計画を作成し、能力開発、資質向上に努めている。	職員の人材育成を図るため、「人材育成基本方針」に基づき職員研修計画を作成し、能力開発、資質向上に努める。
34	人事評価制度の検討・実施	目標管理制度を活用し、職員の能力や成果を公正に評価する基準を定め、これに基づく新たな人事評価システムを職員団体の意見も踏まえながら検討、実施する。	職員一人ひとりの能力・適正・実績見込に応じた客観的評価がなされ、適材適所の人事配置や人材の有効活用が図られる。	総務課		調査・検討		実施					人事評価システムの運用については、評価者の人事評価における公平性と客観性を確保するため試行評価を実施している。	評価者の人事評価における公平性と客観性を確保するため、評価研修を行うとともに引き続き試行評価を行う。

(2)職員の意識改革の推進

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
17	(再掲)窓口サービスの向上	窓口サービスにおける市民の満足度を高めるため、職場内での接遇研修等を実施する。 ・接遇研修(言葉使い・電話の対応) ・窓口の開庁時間延長の検討 ・窓口アンケートの実施 ・窓口職員の座席配置の検討	職員の接遇の改善とともに、窓口の開庁時間延長等の評価と検証により市民サービスの向上が図られる。	総務課各課		検討・実施							積極的に職員研修を実施し、接遇向上に努めている。【総務課】 ・定期的に、窓口業務に必要な基本マナーを確認し、職員同士の接遇マナー向上チェックを行っている。【管理課・市民福祉課】 ・水道料金の納付、諸届出に対応するため、毎週月曜日の窓口受付業務時間を午後7時まで延長している。【上水道課】 ・下水道使用料の催告期間中の月曜日は午後7時まで窓口受付業務時間を延長している。	窓口サービスにおける市民の満足度及び意見を把握し、接遇や業務の点検・改善に役立てるため、「窓口アンケート」の実施内容や実施期間等を調査・検討する。【総務課】 ・今後も、積極的に職員研修を実施し、接遇向上に努める。【総務課】 ・定期的に、窓口業務に必要な基本マナーを確認し、職員同士の接遇マナー向上チェックを行う。「ひやり、はっと事例」を報告し、課内で改善策について検討する。【管理課・市民福祉課】 ・水道料金の納付、諸届出に対応するため、毎週月曜日の窓口受付業務時間を午後7時まで延長する。【上水道課】 ・下水道使用料の催告期間中の月曜日は午後7時まで窓口受付業務時間を延長する。
34	(再掲)人事評価制度の検討・実施	目標管理制度を活用し、職員の能力や成果を公正に評価する基準を定め、これに基づく新たな人事評価システムを職員団体の意見も踏まえながら検討、実施する。	職員一人ひとりの能力・適正・実績見込に応じた客観的評価がなされ、適材適所の人事配置や人材の有効活用が図られる。	総務課		調査・検討		実施					人事評価システムの運用については、評価者の人事評価における公平性と客観性を確保するため試行評価を実施している。	評価者の人事評価における公平性と客観性を確保するため、評価研修を行うとともに引き続き試行評価を行う。
35	職員提案の実施などによる改革意識の推進	市民サービスの向上、職員の意欲向上と職場の活性化を図るため、職員提案箱などを設置し、職員から随時提案を受け、検討を行う制度を導入する。	日常業務の中に、常に事務改善の意識を持ち、職員一人ひとりの提案が生かされることにより、職員のやる気、公務能率の向上が期待される。	総務課	実施								「行政改革推進委員会」及びその推進組織として「専門部会」を設け、さらに、具体的に改革を進めるため行政改革検討委員会を組織し、給食センターの業務委託・公共施設適性配置について協議している。また、すべての職員を対象に行政改革・事務改善の提案事項を募集して、全庁的な意見等を汲み上げることで、職員一人ひとりの意識改革を推進した。	引き続き、行政改革検討委員会で幼稚園・保育所の統廃合について協議する。また、職員一人ひとりの意識改革を推進し、行政改革・事務改善を着実に実施していく。

5. 定員管理と組織機構の適正化

(1)定員管理の適正化

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定		
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度					
36	定員適正化計画の策定及び定員管理等の公表	市町村合併による職員数の削減効果をできるだけ早期に得られるよう、平成22年4月1日までに41人(合併時職員数の約8%)の削減を目標とし、定員の適正化に努める。 【削減目標値(各年度4月1日現在)】 平成19年度 ▲ 4人 平成20年度 ▲ 7人 平成21年度 ▲ 7人 平成22年度 ▲ 8人 また、目標達成後においても、社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じて、常に事務量を把握するとともに、外部委託の推進など効率性や経済性の観点から事務事業の見直しを行い、より一層の定員削減に努める。	策定された定員適正化計画に基づいて、適正な定員管理を進めることにより、人件費の削減が図られるとともに、市民ニーズや重点施策に対応した効率的な組織体制を構築できる。	総務課		見直し・実施								<ul style="list-style-type: none"> 定員適正化計画に基づき、定員の適正化を図る。 平成20年4月より13人を削減した(対前年度比) 新市累計 ▲58人(513人→455人) ※定員管理調査による比較 ※病院事業を除く。 平成21年12月に定員適正化計画の後期計画として、平成22年度から平成26年度までの新たな削減計画を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に策定した定員適正化計画の後期計画に基づき、定員の適正化を図る。 平成21年4月より7人を削減予定(対前年度比) 新市累計 ▲65人(513人→448人) ※定員管理調査による比較 ※病院事業を除く。

(2)組織機構の見直し

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定		
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度					
37	スリムで効率的な行政機構の構築	行政運営の簡素化・効率化を推進するため、組織及び事務分掌の見直しを行う。	新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応できる。	総務課		検討・実施							<ul style="list-style-type: none"> 行政の効率的な執行体制確保の観点から、職員による専門部会を設置し検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政の効率的な執行体制確保の観点から引き続き検討を行う。 	
追加	学校給食センター業務委託	調理業務関係のみとし、食材の調達、献立の作成及び食育はこれまでどおり直営とする。	民間のノウハウを生かすことにより、運用的・経費的により良い調理業務ができる。	総務課						検討		実施	行政改革検討委員会による追加	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から業務委託を行うよう検討を進めた。 地産地消の取組みをこれまでどおり進めることとした。 調理員の研修に配慮を求めるとした。 委託業者との円滑な業務の引継ぎがなされるよう配慮することとした。 経費削減分で栄養職員の加配置や学校との連携など食育に対する取組みの強化を検討した。 アレルギー食対応について配慮することとした。 仕様書には、市と委託業者の経費負担について明確にすることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 先進事例を調査・研究し、おいしくて安心安全な給食の提供を担保するための仕様書を早期に決定する。 委託業者が決定した際には、円滑な業務の引継ぎがなされるよう十分な引継期間を設けるなど委託業者との連携に配慮する。

(3)給与の適正化

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定		
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度					
38	能力・実績見込を重視した給与制度等導入等	国の基準及び他の地方公共団体の状況等に留意し、一層の適正化に努めるとともに、人事評価が適正に反映される給与制度を導入する。	給与の適正化により人件費の削減が図られる。 人事評価制度と連動した給与制度により、職員の意識改革と意欲向上が図られる。	総務課		検討								<ul style="list-style-type: none"> 人事評価が適正に給与へ反映されるよう、評価者の人事評価における公平性と客観性を確保するため試行評価を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度を活用した適正な制度の導入に向けて検討を進める。

39	特殊勤務手当の適正化	制度の趣旨・今日的社会的状況の中にあつて、支給要件及び支給額が適正か検討し見直す。	手当の適正化による人件費の削減が図られる。	総務課	検討							・社会情勢に見合った手当の精査、適正化に努めている。	・社会情勢に見合った手当の精査、適正化に努める。
					実施・見直し								

(4)外郭団体等の見直し、活性化

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
40	経営改善計画の策定等	外郭団体の効率的な事業運営に向け、団体存続の意義、経営の健全性・効率性・透明性について検証を行い、市の関与の妥当性について見直しを図る。 ・役割分担の明確化と人的支援、財政的支援等の見直し ・事業や職員数の見直し	財政運営の効率化が図られる。	総務課 財政課 各課		検討・実施						・外郭団体との人事交流による、組織の活性化を図った。 ・公益法人制度改革に伴い、職員による専門部会を設置し、外郭団体の整理再編に関する調査・研究を行った。【総務課】	・引き続き外郭団体との人事交流による、組織の活性化を図る。 ・引き続き公益法人制度改革に伴い、職員による専門部会を設置し、外郭団体の整理再編に関する調査・研究を行う。【総務課】

6. 財政構造の健全化

(1)健全な財政構造の堅持

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
14	(再掲)行政評価システムの導入 ^{*7}	限られた財源・人材を有効活用し、総合計画に掲げた事務事業等の優先順位や進行管理、公共事業、イベント、補助金など各種事務事業の評価を行うための有効な手段の一つとして行政評価システムの導入を図る。	効果的、効率的な行政運営の実現、職員の意識改革、市民への説明責任や行政の透明性の向上が図られる。	総務課		調査・検討			試行	導入		・該当する全ての事業について評価を行い次年度予算への反映を図った。	・該当する全ての事業について評価を行うとともに、部・課長に相当する職員で構成するワーキンググループによる全方的視点からの二次評価を行う。

(2)市税、使用料等の確保

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
18	(再掲)公共料金納付窓口の拡大やマルチペイメント ^{*8} など納付方法の多様化の調査研究	税や上下水道料金などの公共料金の納付について、コンビニエンスストア等の利用により窓口の拡大を図ることやクレジットカードなどマルチペイメントによる納付方法の多様化について調査・研究する。	税や公共料金の納付場所、納付手段の選択肢が増えるとともに、利用時間に制約がなくなり、市民の利便性が向上する。また、納付しやすくなることによる納期内収納率の向上が期待できる。	会計課 税務課 各課		調査・研究						・コンビニ収納は継続的に調査・研究を進めているほか、マルチペイメントについては県内自治体と情報交換を行っている。【税務課】 ・税務課、上水道課等の意向をふまえて対応する。【会計課】	・新電算システムの導入に合わせ、コンビニ収納システム導入に向けた諸準備を進める。【税務課】 ・税務課、上水道課等の意向をふまえて対応する。【会計課】
41	市民の納税意識の啓発促進	市民が対象の税に関する研修会や小・中学生対象の租税教室、税に関する作品コンクールを実施する。また、補助金交付申請などの際に市税等の滞納があった場合には、納税相談の義務付けや納税等を要件化するなど、納税意識の啓発を行う。	納税意識の普及・高揚が図られる。	税務課 財政課 各課		啓発推進						・税に関する作品コンクールなど租税教育に継続的に取り組む。【税務課】 ・市納税納税組合連合会と連携して市内各地区で納税に関する出前講座を実施ならびに、市内小中学校で租税教室を開催する。【税務課】	・各地区納税貯蓄組合や各種団体を対象とした税に関する出前講座の実施をはじめ、税に関する作品コンクールや租税教室の開催など小中学生を対象とした租税教育の継続的な推進を展開する。【税務課】
42	口座振替制度の推進	口座振替手続きを簡素化し、口座振替利用者の増加を図り、利用率の向上を図る。	自主財源の確保と徴税コストの低減が図られる。	税務課 各課		振替手続簡素化 推進						・自主納付者の当初の納税通知書に口座振替依頼書を同封し、口座振替を推進している。【税務課】	・自主納付者に対して継続的に口座振替を推進していく。【税務課】
55 (H18追加)	徴収嘱託員の設置	市税等の徴収嘱託員を設置し、滞納税の徴収確保を図る。	市税等の徴収確保	税務課		調査・実施						・徴収嘱託員を1人設置し、滞納税の徴収確保や口座振替の推進を図っている。	・徴収嘱託員1名の設置は滞納税の徴収確保や口座振替推進に成果が現れており、継続的に設置を行っていくとともに、更なる収納率の維持向上に向けた対策を検討していく。

43	受益者負担の適正化	使用料・手数料等の受益者負担については、今後、事務費や施設管理に要する経費等の算定基礎を一層明確にするとともに、社会情勢に十分配慮しつつ、市民の理解を得ながら適正な料金を検討する。	自主財源の確保が図られる。	財政課各課	調査・検討・実施							・予算編成時に、適正な受益者負担となるよう使用料等の見直しを求めた。【財政課】 ・これまで無料となっていた講座の受講料や教養教室の授業料について、受益者負担の観点から有料化を実施のうえ、安定的な収入を図った。 ○古文書入門講座受講料 無料 ⇒ 1,000円【郷土資料館】 ・高砂会館管理運営委員会を通じて、現在無料となっている教室受講料の受益者負担について、平成22年度から徴収することの説明を行った。【市民福祉課】	・予算編成時に、適正な受益者負担となるよう使用料等の見直しを求める。【財政課】 ・これまで無料となっていた講座の受講料や教養教室の授業料について、受益者負担の観点から有料化を実施のうえ、安定的な収入を図る。 ・高砂会館各教室の受講料を徴収する。【市民福祉課】
44	職員駐車場の有料化	市有施設にマイカー通勤する職員に対して、駐車場の有料化を図る。	負担の適正化と職員のコスト意識の高揚が図られる。	総務課 総合病院	実施・推進							・他市の状況を調査のうえ、継続的に実施していく。【総務課・総合病院】	同 左

(3)保有財産の有効活用

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
45	未利用地等の活用方法の検討・実施	市所有の土地、建物等について、処分、貸付等を含め調査検討し、保有財産の有効活用を図る。	自主財源の確保及び市有財産の効率的活用が図られる。	財政課		調査・実施						・未利用地等の売却等有効活用を図る。 実績 7件 32,996千円	・引き続き、未利用地等の売却等有効活用を図る。

(4)公共事業等の見直し

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
28	(再掲)PFI* ¹³ 事業の活用検討	公共工事と維持管理費の削減の観点からPFI事業の活用の可能性を検討する。	経費の節減と民間活力の活用が図れる。	財政課各課		調査・検討						・検討の結果、現在のところ活用を検討する具体的事案がなかったもの。【財政課・各課】	・大型事業があれば、引き続き活用できるか調査・検討する。【財政課・各課】
46	電子入札制度の調査検討	入札における透明性の確保、公正な競争を推進するため、導入費用及び県内他市町村との連携方法を調査・検討する。	入札業務の効率化と透明性が向上する。	財政課 広報情報課		調査・研究						・市、業者双方に費用対メリットが少ないため、現在のところ導入予定はないが、引き続き、調査・研究を行う。【財政課】	同 左

(5)公営企業等の経営健全化

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
47	病院事業の健全化	人件費を含め、公営企業等への繰出金の内容について精査し、独立採算主義を確立する健全化計画を策定し、健全化を図る。	財政運営の健全化が図られる。	総合病院		検討・策定			実施			・経営健全化計画に基づき、看護配置基準7対1を維持し、入院患者看護の向上と収益の確保を目指す。	同 左
48	上水道事業及び工業用水道事業の経営基盤強化	中期経営計画を策定し、民間的経営手法や、外部委託の導入など、経営の効率化、活性化に努め、独立採算制を堅持し、健全な企業経営を図る。	財政運営の健全化が図られる。	上水道課		検討		計画策定			順次実施	・整備計画及び資金計画に基づき、企業債の発行を極力抑え施設を整備する。	同 左
49	下水道事業の経営基盤強化	中期経営計画を策定し、民間的経営手法や、外部委託の導入など、経営の効率化、活性化に努め、独立採算制を堅持し、健全な企業経営を図る。 ・下水道の加入促進	財政運営の健全化が図られる。	下水道課		検討		計画策定			順次実施	・中期経営計画策定の検討を行った。 ・長期未接続世帯に対し早期接続の依頼とアンケート調査を行った。	・中期経営計画を策定する。 ・下水処理場の維持管理費の節減方法の見直しについて引き続き検討する。 ・未接続世帯に対する水洗化の促進を図っていく。

(6)自主財源の確保

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
50	市民公募債*14の導入の検討	資金調達が多様化を図るため、市民公募債の導入の調査・検討を行う。	資金調達の多様化とともに、市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。	財政課		調査・研究							・市政への市民参加は図れるが、財政的メリットが今のところ少ないため、現在のところ導入予定はないが、引き続き、調査・研究を行う。	同 左
51	広告料収入の検討	市の広報やホームページ、窓口封筒、公用車、施設ネーミングなどへの有料広告掲載による広告料収入について調査・検討を行う。 ・掲載の基準作成	自主財源の確保が図られる。	企画調整課 財政課 広報情報課		調査・研究							・広報及びホームページへの有料広告掲載については、他市の掲載状況、費用対効果、掲載企業の動向等を調査のうえ検討する。【広報情報課】	・広報及びホームページへの有料広告掲載については、他市の掲載状況、費用対効果、掲載企業の動向等を調査のうえ引き続き検討する。【広報情報課】
52	企業の誘致促進と地場産業の活性化	平成17年度に策定された砺波地域産業振興計画に基づいて、企業誘致等に取組み、地場産業の活性化を推進する。 平成19年度施行の企業立地促進法に基づく計画(企業立地促進計画)を新たに策定し、支援措置を条例化のうえ、企業誘致と既存企業の増設推進に取り組む。	市民の就労の場や固定資産税等の自主財源の確保が図られる。	商工観光課	計画策定		計画策定						計画内容見直しにより、計画を一部変更し、国の同意を得る。なお、今後も経済情勢等考慮のうえ計画内容を随時見直す。	・随時計画内容を見直すとともに、具体的な企業誘致施策を推進するなど計画の推進を図る。
56 (H19追加)	公金管理の効率的な運用	資金の安全性の確保を図りながら、収益性の高い短期間の国債等債券で効率的な一部運用に取り組む。	利子収入の増が図られる。	会計課				実施					・歳計現金等は定期預金及び決済用預金の他、資金の状況を勘案のうえ、短期間の国債等債券で一部運用する。	同 左

(7)経常経費の削減

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
27	(再掲)指定管理者制度*12の活用	市民サービスの向上や行政運営の一層の効率化、民間活力の活用という観点から、行政と民間との適切な役割分担の下、効率性、専門性や行政責任の確保等を踏まえながら引き続き、指定管理者制度の活用を推進する。	行政の効率化と経費の削減が図られる一方、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応することができる。	各課	検討								・民間等の活力を活用し、さらなる行政の効率化と経費の削減に努めるため、各施設の指定管理者制度の導入、課題等について検討を進める。【総務課・各課】 ・出町子供歌舞伎曳山会館について、平成22年度からの指定管理者制度導入に向けての手続きを進めている。【商工観光課】 ・制度の活用が可能な施設(となみ野サロン、庄川いきいき館)について、指定管理制度の導入について検討する。【となみ野サロン】	・民間等の活力を活用し、さらなる行政の効率化と経費の削減に努めるため、指定管理者制度の導入、課題等について検討を進める。【総務課・各課】 ・引き続き、制度の活用が可能な施設(となみ野サロン、庄川いきいき館)について、指定管理制度の導入について検討する。【となみ野サロン】
29	(再掲)省エネルギー、CO2削減への取組みの推進	市が行う事務や事業活動に伴う環境への負荷を軽減するため、地球温暖化防止実行計画を作成し、電気、ガス、水道や公用車の燃料の使用量の削減に努める。	環境への配慮とともに、経費の削減が図られる。	生活環境課 財政課		策定							・職員を対象としたアンケート調査を実施し、職員の意識の高揚を図る。また、庁内燃料使用状況調査を実施し、実績を把握のうえ、推進会議を開催する。実務者会議を開催し、具体的な提案を勧めていきたい。【生活環境課】 ・こまめな消灯、適正な冷暖房温度の徹底に努めている。【総務課・財政課】 ・軽自動車への乗り換えを進める。環境対応車(ハイブリット車)へ更新する。【財政課】 ・本庁の蛍光灯をLEDに変更し、消費電力の削減を図る。【財政課】 ・各課配置の軽四車両を共用車として利用しやすい環境づくりを行った。【総務課】	・平成22年度においても引き続き、職員を対象としたアンケート調査を実施し、職員の意識の高揚を図る。また、庁内燃料使用状況調査を実施し、実績を把握のうえ、推進会議を開催する。実務者会議を開催し、具体的な提案を勧める。【生活環境課】 ・こまめな消灯、適正な冷暖房温度の徹底に努める。【総務課・財政課】 ・軽自動車への乗り換えを進める。【財政課】 ・市庁舎屋上に太陽光発電設備を設置し、省エネの普及啓発を図る。【財政課】
31	(再掲)クールビズ、ウォームビズの推進	環境に対する職員の意識を高め、冷暖房費の節減を図る。	環境への配慮とともに、経費の節減が図られる。	総務課 財政課	実施								・クールビズは6～9月に実施、ウォームビズは12～3月に実施する。【総務課・財政課】	・クールビズは6～9月に実施、ウォームビズは12～4月に実施する。【総務課・財政課】

53	経常的経費の節減	健全財政を目指す見地から、各種事務事業の見直しを進め、予算要求段階から補助費や管理的経費の節減を図る。	事務経費の節減が図られ、財政の運営の弾力性を確保できる。	企画調整課 財政課	推進													・実施計画のローリングによって、事務事業等の見直しについて検証・検討を行い、経常経費の節減を計画に反映していく。【企画調整課】 ・事務事業の見直し、経費の節減を図っていく。【財政課】	・実施計画のローリングによって、事務事業等の見直しについて検証・検討を行い、経常経費の節減を計画に反映していく。【企画調整課】 ・引き続き、事務事業の見直し、経費の節減を図っていく。【財政課】
57 (H21追加)	広報紙の発行経費の節減	「広報となみ」の記事の内容を整理することで、ページ数を毎号3ページ(昨年度比)削減し、発行経費を節減する。	事務経費の節減が図られ、財政の運営の弾力性を確保できる。	広報情報課									実施					・4月から6月まで調査・検討し、7月下旬発行の8月号からページ数を3ページ(昨年度比)削減した。	・調査・検討を継続する。

7. 電子自治体の推進

No.	取組み事項	取組み内容	効果	主管課	年度計画						推進計画(年度計画)の追加・修正等の理由	平成21年度の実施状況	平成22年度(以降)の実施予定	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
16	(再掲)文書管理システムの導入の検討	決裁事務の迅速化及びペーパーレス化を図るため、電子決裁システムの導入について検討する。	事務の効率化、経費の節減、情報公開への対応等が図られる。	総務課		調査・検討							・システム導入に対応できるよう通常の文書管理について、整備を図る。また、LGWANによる電子文書交換を普及した。	・システム導入に対応できるよう通常の文書管理について、整備を図る。
46	(再掲)電子入札制度の調査検討	入札における透明性の確保、公正な競争を推進するため、導入費用及び県内各市町村との連携方法を調査・検討する。	入札業務の効率化と透明性が向上する。	財政課 広報情報課		調査・研究							・市、業者双方に費用対メリットが少ないため、現在のところ導入予定はないが、引き続き、調査・研究を行う。【財政課】	同 左
54	電子自治体の推進	情報セキュリティの確保にも十分配慮しながら、事務処理の迅速化、効率化や正確性の確保のため、各種の情報システムの導入を検討する。	市民サービスの向上が図られるとともに、事務処理の効率化・省力化が図られる。	広報情報課	推進								・市民の個人情報や行政運営上重要な情報など、外部への漏洩等が発生した場合には極めて重大な結果を招くことから、電算システムの確認と点検の徹底について、職員等への研修会及び文書による通知を行う。 ・現在の総合行政情報システムは平成16年11月に整備されたもので、IT環境の進展や耐用年数を考慮し、新システムへの更改時期(総合計画では平成23年11月)に向けて計画的に調査・検討などをする。 ・ネットワークの中核である旧型電算機器を更改することにより「安心、安全、安定」の電算システムを継続的に構築する。 ・情報伝達手段としての携帯電話の更なる活用を調査・研究する。【広報情報課】	・市民の個人情報や行政運営上重要な情報など、外部への漏洩等が発生した場合には極めて重大な結果を招くことから、電算システムの確認と点検の徹底について、職員や公民館主事向けの研修会及び文書による通知を行なった。 ・情報伝達手段としての携帯電話の更なる活用を調査・研究する。【広報情報課】

*1 パブリックコメント制度

市政の基本的な計画、制度等を策定する際に、広く市民に素案を公表し、市民等から提出された意見等を踏まえて最終的な意思決定を行う制度

*2 NPO(Non Profit Organization)

非営利組織といわれ、営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称

*3 自主防災組織

地域住民により自主的に結成された防災のための組織

*4 行政コスト計算書

行政分野ごとに、行政サービスを提供する上でかかったコスト等を出し、住民の受益に伴うコストと負担内訳を一覧表にしたもので「発生主義」の会計原則に立ち、バランスシートと連動しながら、財政の中身や健全さを示すものになる。

*5 バランスシート

企業会計において決算に用いる財務諸表の一つ。会計年度末の資産、負債等の財務状況を示すもので、貸借対照表ともいう。資産の部、負債の部及び資本の部からなる。

*6 キャッシュフロー計算書

一会計年度における現金・預金などの流れを表示したもので、どれだけの現金をどのように調達し、どのような目的にいくら使い、手元にいくら残っているかということがわかる。

*7 行政評価システム

事業の目的を明らかにした上で、目標を数値化する等により管理し、成果を検証することにより、政策、施策、事務事業等を客観的に評価し、その結果を予算や事業計画等に反映する手法

* 8 マルチペイメント

電気やガスなどの公共料金や地方税、年金などの払い込みを、電話やインターネットなどを通じて24時間支払い可能とするシステム。e-Japanの行政サービスにおいて、行政諸手続きの手数料の支払いや税収納等のひとつの有力な手段として、乗り入れが予定されている。

* 9 バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、お年寄りや障害者の利用にも配慮した設計のことをいう。

* 10 IP電話

インターネットを利用した音声通信サービスで、加入者同士の通話料が無料になる等のサービスがある。

* 11 ダイヤルイン

加入者線に電話番号を追加し、電気通信事業者の電話交換機から着信先の加入者線に着信番号情報を送出するサービスである。その番号情報により特定の内線に着信させることが可能となる。

* 12 指定管理者制度

公の施設(文化施設、スポーツ施設等の市民が利用する施設)の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度のこと。従来、公の施設の管理は、地方自治法の定めにより、地方公共団体の出資法人などに限定されていたが、平成15年9月に施行された改正地方自治法により、民間事業者等の参入も可能となった。

* 13 PFI(Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

* 14 市民公募債

地方債の個人消化及び公募化を通じた資金調達手法の多様化及び住民の行政への参加意識の高揚を図るもの。